

令和4年度

整備主任者研修 法令研修

【北海道運輸局 地域教材】



目 次

はじめに. 「整備主任者」について 1

(特定整備事業処分関係)

1. 自動車特定整備事業者の処分事例 (全国) 3

(審査事務規程関係)

2. 自動車技術総合機構審査事務規程の第36～44次改正の概要
((独)自動車技術総合機構北海道検査部 資料) 4

3. OBD検査の導入に向けた事前準備について
((独)自動車技術総合機構北海道検査部 お知らせ) 48

(プレスリリース)

4. 正しく使おうブレーキホールド
(令和4年6月10日 国土交通省) 53

5. バスやトラックの自動運転に対応した基準を策定しました!
(令和4年6月22日 国土交通省) 55

(通達)

6. 「自動車検査用機械器具の審査基準」の一部改正について
(令和4年6月27日付け国自整第78号 国土交通省 自動車局長) . . . 58

(参考資料等)

7. タイヤ安全ニュース

- ・空気補充時および充てん作業時の安全徹底を！
- ・パンク修理作業時事故撲滅！

(一般社団法人 日本自動車タイヤ協会 資料) 63

8. 点検又は整備料金に関する遵守事項について(景品表示法のしくみ)

(パンフレット抜粋 消費者庁) 66

9. 北海道運輸局管内整備事業の現況 (統計情報)

(北海道運輸局 資料) 67

10. 自動車の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表

(北海道運輸局 資料) 70

11. お問い合わせ先

(北海道運輸局 資料) 71

「整備主任者」について

道路運送車両法には、自動車特定整備事業の認証を受けた事業場において特定整備を行う場合、特定整備に係わる部分を保安基準に適合させるようにしなければならない旨が、自動車特定整備事業者の義務として規定されています。

そのため、特定整備と特定整備記録簿の記載に関する次の事項について、整備主任者が統括管理を行います。

- ① 特定整備の作業管理に関する業務
- ② 特定整備後のできばえ確認業務
- ③ 特定整備記録簿の記載及び保存に関する業務

※①～③に係るもののみ抜粋

遵守事項のうち整備主任者に関する事項・・・◎		
○	1 整備主任者に変更があった時に適切な処理が行われているか。	適 ・ 否
○	2 特定整備記録簿（写し）は使用者に適切に交付されているか。	適 ・ 否
◎	3 特定整備記録簿は、2年間保存されているか。	適 ・ 否
◎	4 特定整備記録簿の様式は適切に選択されているか。	適 ・ 否
◎	5 特定整備（点検・整備）の概要欄は確実に記載されているか。	適 ・ 否
◎	6 特定整備記録簿は確実に記載されているか。	適 ・ 否
	□登録番号等、□特定整備完了年月日、□依頼者の氏名、住所、□総走行距離、 □整備主任者の氏名、□特定整備事業者名、住所、認証番号	
○	7 認証工具等、認証基準に適合するように設備の維持及び管理を行っているか	適 ・ 否
◎	8 特定整備の作業管理に関する業務（事故防止の教育、作業管理等）	適 ・ 否
◎	9 特定整備後のできばえ確認業務	適 ・ 否

道路運送車両法施行規則(一部抜粋)

(自動車特定整備事業者の遵守事項)

第 62 条の 2 の 2 法第 91 条の 3 の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (5) 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、当該電子制御装置整備を適切に実施するため、法第 57 条の 2 第 1 項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報に基づき、必要な点検及び整備を実施すること。
- (6) 電子制御装置整備を行う事業場にあつては、エーミング作業が適切に実施されるよう必要な措置を講じること。
- (7) 事業場ごとに、当該事業場において特定整備に従事する従業員であつて、かつ、次のイからウまでに掲げる事業場の区分に応じ、当該イからハマまでに定める者のうち少なくとも一人に特定整備及び法第 91 条の特定整備記録簿の記載に関する事項を統括管理させること(自ら統括管理する場合を含む。)。ただし、当該事項を統括管理する者(以下「整備主任者」という。)は、他の事業場の整備主任者になることができない。

イ 分解整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。）

一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格した者

ロ 電子制御装置整備を行う事業場（ハに掲げるものを除く。）

一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であって電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者

ハ 分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場

一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であって電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者

2 自動車特定整備事業者は、整備主任者に関する次に掲げる事項を、自動車特定整備事業の開始の日又は次に掲げる事項に変更のあった日から 15 日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

- (1) 届出者の氏名又は名称及び住所
- (2) 整備主任者が統括管理業務を行う事業場の名称及び所在地
- (3) 整備主任者の氏名、生年月日及び統括管理業務の開始の日

3 前項の届出書には、同項第 3 号の者が一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定（第 1 項第 7 号ロ及びハに掲げる事業場にあつては、一級の自動車整備士の技能検定（一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。）に限る。）に合格したこと又は電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したこと（前項第 3 号の者が第 1 項第 7 号ロ及びハに掲げる事業場の統括管理業務を行う場合に限る。）を証する書面を添付しなければならない。

※ 下線部分は、令和 2 年 2 月 6 日付け、国土交通省令第 6 号による改正部分であり、令和 2 年 4 月 1 日施行

自動車特定整備事業者の処分事例（全国）

< 事例1 > 自動車特定整備事業の停止（50日間）

【違反の概要】

別の指定整備事業者（A）による不正車検を内偵捜査していた警察より、当該事業者（B）がAにダンプの車検を依頼しているとの情報提供があり、調査を行う中でBが保安基準に適合しない突入防止装置を保安基準に適合するものに交換してAに車検を依頼し、車検終了後、保安基準に適合しないものに交換して使用者に納車することを繰り返していること（使い回し）が確認された。

その後、Aの関係者が不正車検容疑で逮捕され、同日、Bの実質的な代表者も同容疑で逮捕された。不正車検に係る裁判が結審したことを受け、Bの事業場に立入検査を実施したところ、不正改造の実施（突入防止装置の使い回し）、完成検査のみの車検依頼及び不正改造状態での車検依頼等の法令違反が確認された。

【主な違反事項】

- ・不正改造を実施したこと。
- ・違反行為の依頼をしたこと（不正改造状態で車検を依頼。）

【法令違反に至った原因】

- ・依頼者からの不当な要求を断り切れず、違反行為が常態化していた。
- ・違反行為であることを認識していながら指定工場が受け入れてくれることを理由に安易に違反行為を依頼し続けた。

< 事例2 > 自動車特定整備事業の停止（10日間）

【違反の概要】

ディーラー本社による社内監査で、特定整備記録簿に記載された整備主任者の氏名の文字に誤りが発見され、調査の結果、複数の事業場において整備主任者に選任されていない工員が特定整備記録簿の整備主任者の氏名欄に整備主任者の氏名を記載していたとの報告が運輸支局にあった。各事業場に立入検査を実施したところ、工員は特定整備に係る作業を行った際、整備主任者にできばえ確認を依頼していないにもかかわらず、あたかもできばえ確認が行われたかのように特定整備記録簿の整備主任者の氏名欄に整備主任者の氏名を記載していたこと等の法令違反が確認された。

【違反事項】

- ・特定整備記録簿の虚偽記載をしたこと。
- ・整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備があったこと。

【法令違反に至った原因】

- ・特定整備事業におけるできばえ確認の重要性が理解されていなかった。
- ・整備主任者が多忙であることやお客を待たせたくないなどの理由から工員が他人の名前を記載し始めたが、徐々に常態化し、違反行為への抵抗がなくなっていった。
- ・事業場内で相互牽制作用が働いておらず、管理者や整備主任者は工員が行っている違反行為に気付くことができなかった。

令和4年6月30日

(独)自動車技術総合機構審査事務規程の第36次～第44次改正の概要について

○第36次改正(令和3年6月10日付け)

- ✓指定自動車等の認証関係の改正

○第37次改正(令和3年6月30日付け)

- ✓並行輸入自動車届出審査要領の改正

○第38次改正(令和3年8月26日付け)

- ✓指定自動車等の認証関係の改正

○第39次改正(令和3年8月31日付け)

- ✓用語の定義の追加
- ✓審査について取り扱いの明確化

○第40次改正(令和3年9月30日付け)

- ✓燃料タンクの注入口等から排気管開口部までの距離の基準の削除

○第41次改正(令和4年1月7日付け)

- ✓指定自動車等の認証関係の改正

○第42次改正(令和4年1月31日付け)

- ✓電動機の前動機型式の同一性確認について

- ✓衝突被害軽減制動制御装置の改正
- ✓後部霧灯の改正
- ✓その他の灯火等の制限の改正
- ✓後退時車両直後確認装置の新設
- ✓新規検査等提出書面審査要領の改正
- ✓並行輸入自動車届出審査要領の改正
- ✓改造自動車審査要領の改正

○第 43 次改正（令和 4 年 3 月 29 日付け）

- ✓走行装置の改正
- ✓新規検査等提出書面審査要領の改正

○第 44 次改正（令和 4 年 6 月 22 日付け）

- ✓指定自動車等の認証関係の改正

審査事務規程の一部改正について

1. 改正概要

- ◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成28年4月1日規程第2号）等について一部改正を行います。

1. 「審査事務規程」（平成28年4月1日規程第2号）別添1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行います。

(1) 細目告示に新たに採択された協定規則に対応したTRIASの新規追加（1項目）
TRIAS 44(2)-R158-01 後退時車両直後確認装置試験（協定規則第158号）

(2) LNGを燃料とする車両に係るTRIASの一部改正（3項目）
下記試験において液化天然ガス（LNG）を燃料とする車両に対応できるように計算式や単位等必要な改正を行います。

TRIAS 31-J041(1)-01 重量車排出ガス試験（JE05モード）
TRIAS 99-014-01 原動機車載出力試験（ガソリン機関）
TRIAS 99-020-02 燃料消費率試験（天然ガス重量車）

2. 関連する法令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和3年6月9日国土交通省令第40号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年6月9日国土交通省告示第521号）

3. 施行日

令和3年6月10日

審査事務規程の一部改正について（第37次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 並行輸入自動車の事前審査書面の技術基準等適合証明書のうち、電子署名されたものの提出方法及び取扱いの明確化 [別添3]
- ② その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

今回は該当なし

3. 施行日

令和3年7月1日

（ただし、1.(1)①については、令和3年6月30日の施行とする。）

審査事務規程（交通研部分）の一部改正について

1. 改正概要

- ◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）等について一部改正を行います。

1. 「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号） 別添 1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行います。

(1) 細目告示に新たに採択された協定規則に対応した TRIAS の新規追加（3 項目）

TRIAS 15-R153-01 後面衝突時における燃料漏れ防止試験（協定規則第 153 号）

TRIAS 17-R153-01 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の後面衝突時における燃料漏れ防止試験（協定規則第 153 号）

TRIAS 17(2)-R153-01 電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車の後面衝突時における高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 153 号）

(2) 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（1 項目）

TRIAS 22-R017(1)-03 座席及び座席取付装置試験（協定規則第 17 号（乗用等））

TRIAS 31-J049GTR019-01 燃料蒸発ガス試験

2. 関連する法令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 3 年 6 月 9 日国土交通省令第 40 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 3 年 6 月 9 日国土交通省告示第 521 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和 3 年 8 月 5 日国土交通省告示第 1084 号）

3. 施行予定日

令和 3 年 8 月 26 日

－ 審査事務規程の一部改正について（第39次改正）－

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行います。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 乗用車等の座席の衝突等により衝撃を受けた場合における、乗車人員の保護性能に係る基準について、ダミーを搭載した動的試験の導入及び静的試験の要件を強化します。[7-42]
 - 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車等を除く）の、感電防止装置に係る基準について、冠水走行等の水に対する絶縁保護要件等を追加、前面及び側面衝突試験時の要件を強化します。[7-26]
- ② 審査継続となる場合の明確化について
 - 審査継続となる場合の取扱いの範囲について明確化します。[4-7-3]
- ③ OBD検査について
 - OBD検査に係る対象車等である旨の通知方法について規定します。[5-3-15]
- ④ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

2. 自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課
電話 03-5363-3441（代表）
FAX 03-5363-3347

審査事務規程の一部改正について（第 40 次改正）

I. 改正概要

1. 自動車の検査等関係

(1) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）等の一部改正に伴う改正

- 燃料タンクの注入口等から排気管開口部までの距離の基準を削除します。[7-23、7-25]

2. 自動車の型式の指定等関係

(1) 細目告示等の一部改正に伴う改正

- 試験規程（TRIAS）の新規追加及び一部改正を行います。[別添 1]

① 細目告示に新たに採択された協定規則に対応した TRIAS の新規追加（1 項目）

ア TRIAS 46(2)-R160-01 事故情報計測・記録装置試験（協定規則第 160 号）

② 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（9 項目）

ア TRIAS 09-R141-02 タイヤ空気圧監視装置試験（協定規則第 141 号）

イ TRIAS 09-R142-02 自動車に取り付けられる空気入ゴムタイヤ試験（協定規則第 142 号）

ウ TRIAS 11-R079-03 かじ取装置試験（協定規則第 79 号）

エ TRIAS 12-R152-02 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置試験（協定規則第 152 号）

オ TRIAS 17(2)R100(1)-02 高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 100 号）（車両）

カ TRIAS 17(2)R100(2)-02 高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 100 号（単品））

キ TRIAS 22(3)-R016(3)-04 座席ベルト試験（協定規則第 16 号（リマインダ））

ク TRIAS 30-R041-03 二輪自動車の騒音試験（協定規則第 41 号）

ケ TRIAS 48-R157-01 自動車線維持システム試験（協定規則第 157 号）

II. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 3 年 9 月 30 日国土交通省令第 59 号）[2. (1) ①ア]
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 3 年 9 月 30 日国土交通省告示第 1294 号）[1. (1)、2. (1) ②ア～カ、ク、ケ]
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 2 年 12 月 25 日国土交通省告示第 1577 号）[2. (1) ②キ]

III. 施行日

令和 3 年 9 月 30 日

審査事務規程（交通研部分）の一部改正について

1. 改正概要

- ◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）等について一部改正を行う。

1. 「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号） 別添 1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行う。

(1) 細目告示に新たに採択された協定規則に対応した TRIAS の新規追加（6 項目）

- ① TRIAS 08-J042R154-01 燃料消費率試験（協定規則第 154 号）
- ② TRIAS 31-J042R154-01 軽・中量車排出ガス試験（協定規則第 154 号）
- ③ TRIAS 31-J048R154-01 車載式故障診断装置試験（協定規則第 154 号）
- ④ TRIAS 31-J049R154-01 燃料蒸発ガス試験（協定規則第 154 号）
- ⑤ TRIAS 08-J041(1)-01 重量車燃料消費率試験（JH25 モード）
- ⑥ TRIAS 08-J041(2)-01 電気式ハイブリッド重量車燃料消費率試験（JH25 モード）

(2) 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（4 項目）

- ① TRIAS 11-R079-04 かじ取装置試験（協定規則第 79 号）
- ② TRIAS 12-R013H-02 乗用車の制動装置試験（協定規則第 13H 号）
- ③ TRIAS 44-R046(1)-01 後写鏡等試験（協定規則第 46 号）
- ④ TRIAS 48-R157-01 自動車線維持システム試験（協定規則第 157 号）

(3) 付表等について誤記修正および項目の追加（24 項目）

- ① TRIAS 32-J052R048-04 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験
- ② TRIAS 32-R053-01 二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験（協定規則第 53 号）
- ③ TRIAS 33(3)-R148-01 信号灯火試験（協定規則第 148 号（低速走行時側方照射灯））
- ④ TRIAS 34-R148-01 信号灯火試験（協定規則第 148 号（車幅灯））
- ⑤ TRIAS 34(2)-R148-01 信号灯火試験（協定規則第 148 号（前部上側端灯））
- ⑥ TRIAS 34(3)-R148-01 信号灯火試験（協定規則第 148 号（昼間走行灯））
- ⑦ TRIAS 35(2)-R148-01 信号灯火試験（協定規則第 148 号（側方灯））
- ⑧ TRIAS 36-R148-01 信号灯火試験（協定規則第 148 号（番号灯））
- ⑨ TRIAS 37-R148-01 信号灯火試験（協定規則第 148 号（尾灯））
- ⑩ TRIAS 37(2)-R148-01 信号灯火試験（協定規則第 148 号（後部霧灯））
- ⑪ TRIAS 37(3)-R148-01 信号灯火試験（協定規則第 148 号（駐車灯））
- ⑫ TRIAS 37(4)-R148-01 信号灯火試験（協定規則第 148 号（後部上側端灯））

⑬TRIAS 39-R148-01	信号灯火試験（協定規則第 148 号（制動灯））
⑭TRIAS 39(2)-R148-01	信号灯火試験（協定規則第 148 号（補助制動灯））
⑮TRIAS 33(3)-R148-01	信号灯火試験（協定規則第 148 号（後退灯））
⑯TRIAS 41-R148-01	信号灯火試験（協定規則第 148 号（方向指示器））
⑰TRIAS 32-R149-01	照射灯火試験（協定規則第 149 号（前照灯））
⑱TRIAS 33-R149-01	照射灯火試験（協定規則第 149 号（前部霧灯））
⑲TRIAS 35-R150-01	再帰反射試験（協定規則第 150 号（前部反射器））
⑳TRIAS 35(2)-R150-01	再帰反射試験（協定規則第 150 号（側方反射器））
㉑TRIAS 38-R150-01	再帰反射試験（協定規則第 150 号（後部反射器））
㉒TRIAS 38(2)-R150-01	再帰反射試験（協定規則第 150 号（大型後部反射器））
㉓TRIAS 41-J073R006-03	方向指示器試験
㉔TRIAS 43(4)-R150-01	再帰反射試験（協定規則第 150 号（停止表示器材））

2. 別表 2（外国の試験機関）について、TAI（タイ）の試験項目の削除に伴い、所要の改正を行う。

3. その他、項ずれによる修正等所要の改正を行う。

2. 関連する法令等

- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 4 年 1 月 7 日国土交通省告示第 1 0 号）1. (1)⑤⑥、1. (2)①②④関係
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 3 年 9 月 3 0 日国土交通省告示第 1 2 9 4 号）1. (2)③、1. (3)②～㉒㉔関係
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 3 年 8 月 5 日国土交通省告示第 1 0 8 5 号）1. (1)①～④関係

3. 施行日

令和 4 年 1 月 7 日

審査事務規程の一部改正について（第42次改正）

1. 改正概要

(1) 自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 自動車には後退時車両直後確認装置を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-108、7-108、8-108]
 - 圧縮水素ガスを燃料とする自動車には、協定規則に適合するラベルを車体の指定された箇所に貼付しなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[7-25、8-25]
 - 自動車のかじ取装置には、運転者の異常時に自動で停止することができる装置を備えることができることとします。[6-13、7-13]
- ② 受検車両と書面の同一性確認の明確化について
 - ラベルにより標示された原動機（電動機に限る。）の型式の確認方法及び取扱いを明確化します。[4-9]
- ③ 新規検査等提出書面審査要領について [別添2]
 - 小型特殊自動車の構造装置を変更し、大型特殊自動車として新規検査等を受けるものについて、事前提出書面審査の対象とします。
- ④ 並行輸入自動車審査要領について [別添3]
 - 届出様式に後退時車両直後確認装置に係る項目を追加します。
- ⑤ 改造自動車審査要領について [別添4]
 - 届出様式の記載事項について明確化します。
- ⑥ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

(2) 自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和3年6月9日国土交通省令第40号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年6月9日国土交通省告示第521号、令和3年9月30日国土交通省告示第1294号、令和4年1月7日国土交通省告示第10号）

3. 施行日

令和4年1月31日

（ただし、1. (1) ③、④及び⑤については令和4年3月31日まで従前規定とする経過措置を規定）

審査事務規程の一部改正について（第 43 次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 自動車には、事故時に車両に関する情報（車速、加速度、シートベルト着用有無等）を記録する事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-110 の 2、7-110 の 2、8-110 の 2]
 - タイヤ空気圧監視装置を備えた場合の技術的な要件の適用対象が追加されたことに伴い、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-11、7-11]
 - タイヤの取付けに関し技術的な要件の適用対象が追加されたことに伴い、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-11]
- ② 新規検査等提出書面審査要領について [別添 2]
 - 後退時車両直後確認装置に係る提出書面等を規定します。
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 3 年 9 月 30 日国土交通省令第 59 号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 3 年 9 月 30 日国土交通省告示第 1294 号、令和 4 年 1 月 7 日国土交通省告示第 10 号）

3. 施行日

令和 4 年 3 月 29 日

審査事務規程（交通研部分）の一部改正について

1. 改正概要

◆ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴い、「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）等について一部改正を行う。

1. 「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）第 2 章の「自動車の型式の指定等に係る審査の実施方法」2-5-6 審査の処理期間の規定を削除する。
2. 「審査事務規程」（平成 28 年 4 月 1 日 規程第 2 号）別添 1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行う。

(1) 細目告示に新たに採用された協定規則に対応した TRIAS の新規追加（1 項目）

① TRIAS 18-R66-01 車両転覆時の乗員保護試験（協定規則第 66 号）

(2) 細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（17 項目）

① TRIAS 11-R079-04 かじ取装置試験（協定規則第 79 号）

② TRIAS 17(2)-R094-03 オフセット前面衝突後の高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 94 号）

③ TRIAS 17(2)-R095-03 側面衝突後の高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 95 号）

④ TRIAS 17(2)-R137-02 前面衝突後の高電圧からの乗員保護試験（協定規則第 137 号）

⑤ TRIAS 18(2)-R058(2)-04 突入防止装置試験（協定規則第 58 号（車両））

⑥ TRIAS 21-R125-01 直接前方視界試験（協定規則第 125 号）

⑦ TRIAS 22(4)-R025-01 頭部後傾抑止装置試験（協定規則第 25 号）

⑧ TRIAS 32-J052R048-04 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験

⑨ TRIAS 35-R150-01 再帰反射試験（協定規則第 150 号（前部反射器））

⑩ TRIAS 35(2)-R150-01 再帰反射試験（協定規則第 150 号（側方反射器））

⑪ TRIAS 38-R150-01 再帰反射試験（協定規則第 150 号（後部反射器））

⑫ TRIAS 38(2)-R150-01 再帰反射試験（協定規則第 150 号（大型後部反射器））

⑬ TRIAS 43(4)-R150-01 再帰反射試験（協定規則第 150 号（停止表示器材））

⑭ TRIAS 43(9)-R151-01 側方衝突警報装置試験（協定規則第 151 号）

⑮ TRIAS 44(2)-R158-01 後退時車両直後確認装置試験（協定規則第 158 号）

⑯ TRIAS 46(2)-R160-01 事故情報計測・記録装置試験（協定規則第 160 号）

⑰ TRIAS 48-R157-01 自動車線維持システム試験（協定規則第 157 号）

(3) 付表等について誤記修正および項目の追加（7項目）

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| ① TRIAS 09-R141-02 | タイヤ空気圧監視装置試験（協定規則第 141 号） |
| ② TRIAS 10-R121-02 | 操作装置及び表示装置試験（協定規則第 121 号） |
| ③ TRIAS 12-R140-01 | 横滑り防止装置試験（協定規則第 140 号） |
| ④ TRIAS 18-R094-05 | オフセット衝突時の乗員保護試験（協定規則第 94 号） |
| ⑤ TRIAS 31-J049R154-01 | 燃料蒸発ガス試験（協定規則第 154 号） |
| ⑥ TRIAS 31-J119-01 | 路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガス試験 |
| ⑦ TRIAS 44-J081-02 | 直前直左確認鏡試験 |

3. その他、項ずれによる修正等所要の改正を行う。

4. 「認証審査手数料収納等取扱要領」の改正を行う。

2. 関連する法令等

- ・「自動車の特定改造等の許可実施要領について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）（令和 4 年 4 月 25 日国土交通省告示第 90 号）1. 1. 関係
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 4 年 6 月 22 日国土交通省告示第 713 号）1. 2. (2)①、⑤、⑥、⑧～⑰関係
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 4 年 1 月 7 日国土交通省告示第 10 号）1. 2. (2)⑦関係
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 3 年 6 月 9 日国土交通省告示第 521 号）1. 2. (2)②～④関係
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成 28 年 8 月 31 日国土交通省告示第 966 号）1. 2. (1)①関係

3. 施行日

令和 4 年 6 月 22 日

—審査事務規程第 36 次改正— (抜粋) 令和 3 年 6 月 10 日

指定自動車等の認証関係の改正

—審査事務規程第 37 次改正— (抜粋) 令和 3 年 6 月 30 日

用語の定義の追加 (1-3) 液化天然ガス自動車燃料装置用容器

え	<u>液化天然ガス自動車燃料装置用容器</u>	<u>自動車の燃料装置用として液化天然ガスを充填するための容器をいう。</u>
---	-------------------------	---

並行輸入自動車届出審査要領の改正

別添 3 (4-14 関係)

並行輸入自動車審査要領 1.~2. (略)

3. 届出書等

3.1. (略)

3.2. 届出書等の提出方法

(1) ~ (3) (略)

(4) 届出書等のうち 6.12.1. (1) ③の技術基準等適合証明書については、電子署名が付与された電磁的記録に限り、電子メールにより本部へ送信するものとし、事務所等へは当該書面の写しを提出するものとする。

4.~5. (略)

6. 書面審査

並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表 (第 14 号様式) に記録するものとする。なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。

6.1.~6.8. (略)

6.9. 原動機等に関する資料

(1) ~ (2) (略)

(3) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める資料を省略することができる。

① 「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車であって、搭載されている原動機等の(1)又は(2)に掲げる項目が、該当する指定自動車等と同一である場合には、同一である項目に関する資料

② 総排気量が表示されているプレート又は鋳造浮出しを現車審査の際に確認できる場合には、総排気量の資料

6.10.～6.11. (略)

6.12. 技術基準等への適合性を証する書面

6.12.1. (略)

6.12.2. 技術基準等適合証明書

(1) 技術基準等適合証明書は、全ての箇所（FAX 番号、E メールはどちらかの記載でも可）に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている原本であること。ただし、3.2.(4)の規定により事務所等へ提出された写しについては、署名欄へ電子署名が付与された旨記載することで、原本に代えることができる。なお、様式については第5号様式に準ずるのものでよい。

(2) 複数の並行輸入自動車の記載がある技術基準等適合証明書(3.2.(4)の規定により本部へ提出されたものを除く。)にあつては、次の手順により処理することとし、返付した技術基準等適合証明書の写しに届出者が印鑑を押印したのもをもって、原本に代えることができる。

①～② (略)

(3) ～ (4) (略)

6.12.3.～6.12.6. (略)

6.13.～6.17. (略)

7.～9. (略)

別表第1～別表第3 (略)

第1号様式～第5号様式 (略)

技術基準等宣言書

(略)

1. (略)

2. 技術基準等の適合性を証する書面等

1. の自動車に適用される保安基準で定める技術的要件について、下表の該当する書面等にレ点（複数ある場合は複数）を付した書面等を技術基準等への適合性を証する書面等とし、保安基準で定める技術的要件が適用されない場合は、該当なしにレ点を付します。

保安基準	技術基準等の適合性を証する書面等
(略)	(略)
第 11 条かじ取装置	<input type="checkbox"/> 試験成績書 <input type="checkbox"/> 適合証明書 <input type="checkbox"/> 認定証 <input type="checkbox"/> 適合説明書 <input type="checkbox"/> COC <input type="checkbox"/> WVTA <input type="checkbox"/> Eマーク <input type="checkbox"/> FMVSS <input type="checkbox"/> CMVSS <input type="checkbox"/> 非破壊 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 該当なし
(略)	(略)

3. 技術基準等の適合性を証する書面に関する宣言

(1) 本書面（添付書面を含む。）は、道路運送車両法施行規則第 36 条第 14 項又は同規則第 42 条第 1 項に定める書面であり、虚偽記載等記載内容に相違はありません。

(2) ~ (3) (略)

(略)

(略)

1. (略)

2. ラベルの種類：

WVTA FMVSS CMVSS

3.～4. (略)

第 8 号様式～第 11 号様式 (略)

別紙

車両諸元概要表の記載要領

1. 記載項目に記載が必要な自動車の適用

次表の区分毎に定める記載項目について記載すること。

区分 記載項目	乗用	貨物及び乗合	二輪等	大特	被牽引
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
盗難防止装置	(略)	(略)	△	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別添 4～別添 16 (略)

—審査事務規程第 38 次改正— (抜粋) 令和 3 年 8 月 26 日

指定自動車等の認証関係の改正

—審査事務規程第 39 次改正— (抜粋) 令和 3 年 8 月 31 日

用語の定義の改正		
独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程目次 (略) 第 1 章 総則 1-1~1-2 (略) 1-3 用語の定義 この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。 (略)		
え	エンクロージャ	<u>内部ユニットを収納し、あらゆる直接接触に対して保護を与える部品をいう。</u> ただし、UN R100-02 以前の基準が適用される自動車については、あらゆる方向からの接触に対して、内部の機器を包み込み保護するために設けられた部分をいう。
(略)	(略)	(略)
か	活電部	<u>通常の運転条件下で電圧が印加される導電部をいう。</u> ただし、UN R100-02 以前の基準が適用される自動車については、通常の使用時に通電することを目的とした導電性の部分をいう。
(略)	(略)	(略)
こ	高電圧	<u>直流 60V を超え 1,500V 以下又は交流 30V (実効値) を超え 1,000V (実効値) 以下の作動電圧をいう。</u>
	固体の絶縁体	<u>高電圧活電部を覆って直接接触を防止するために設けられた配線ハーネスの絶縁被覆をいう。</u> ただし、UN R100-02 以前の基準が適用される自動車については、活電部へのあらゆる方向からの人体の接触に対して、活電部を覆い保護するために設けられたワイヤハーネスの絶縁被覆、コネクタの活電部を絶縁するためのカバー又は絶縁を目的としたワニス若しくは塗料をいう。
(略)	(略)	(略)
て	電気保護バリヤ	<u>高電圧活電部との直接接触に対する保護を与える部品をいう。</u>
(略)	(略)	(略)

ほ	保護等級 IPXXD	UN R100-03 附則 3 及び UN R136-00 附則 3 に定義されたテストワイヤによる試験に適合する活電部への接触に関連するバリヤ、電気保護バリヤ及びエンクロージャによる保護をいう。
(略)	(略)	(略)
○	OBD 検査	細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める継続検査用 OBD を用いた電子的な検査をいう。

1-3-1 (略)

1-4～1-6 (略)

審査について取り扱いの明確化

第 4 章 自動車の検査等に係る審査の実施方法

4-1～4-5 (略)

4-6 審査の開始

4-6-1 審査の依頼

自動車の審査は、原則として、同一敷地内の運輸支局等からの審査依頼により開始するものとする。

この場合において、「運輸支局等からの審査依頼」には、運輸支局等の長が別途認めた手続き又は自動車検査受付装置により検査の予約確認がなされたものを含むものとする。

また、審査依頼があった自動車に係る受理台帳の作成は要しないものとする。

4-6-2～4-6-3 (略)

4-6-4 自動車審査証紙等の消印

(1) 消印は、審査当日の検査コースへの初回の入場において、手数料令に規定する額の有効な自動車審査証紙が貼付されていることを確認し、消印部署及び日付を表示した検査官印又は消印機を用いて、貼付された自動車審査証紙の彩紋と自動車検査票又は手数料納付書の紙面にかけて印影の半分程度がそれぞれの自動車審査証紙にかかるように朱印、青インク又は黒インクにより明瞭に行うものとする。

この場合において、消印機を用いる場合にあっては印影がそれぞれの自動車審査証紙の半分以上にかかり、かつ、印影の一部が自動車検査票又は手数料納付書の紙面にかかっている場合はよいものとする。

なお、特段の理由がある場合に限り、朱印、青インク又は黒インク以外の色を使用することができる。

(2) ～ (3) (略)

4-7 審査の実施方法等

4-7-1 (略)

4-7-2 総合判定

(1) 適合

審査した結果、自動車の構造及び装置が保安基準の規定に適合すると認められ、かつ、4-7-3に該当しないときは、「適合」と判定するものとする。

(2) ～ (3) (略)

4-7-3 審査継続

(1) 次に掲げるいずれかの事由により審査当日中に 4-7-2 に掲げる総合判定を行うことができない場合には、4-6-3 の規定にかかわらず、審査当日から 15 日（証明書等について真正性の照会を行っている期間は除く。）までを限度として審査を継続することができる。

① 自動車の種別、用途、車体の形状、乗車定員、最大積載量、車両重量、車両総重量、長さ、幅又は高さが自動車検査証の記載事項と同一と判断できないもの

② 自動車の申請された用途又は車体の形状が用途区分通達で定められた要件を満足しないもの

③ 4-12 に規定する書面の提出又は提示がないもの

④ ①から③までに掲げるもののほか、審査内容に疑義等が生じたもの

(2) ～ (3) (略)

(4) 自動車の審査を行った事務所等の検査担当者は、(1) に掲げる事由のうち自動車機構に起因するものにあつては、可及的速やかに総合判定を行うことができるよう努めるものとする。

なお、いずれの事由であるかにかかわらず、総合判定を行うことができるようになった際には、自動車検査票の備考欄に記入した理由を抹消することなく、当該箇所に検査官印の押印を行うものとする。

(5) 受検者に対し求めた書面の提出若しくは提示又は自動車の提示が審査当日から 15 日を超えても行われなない場合には、総合判定を「審査中断」とするものとする。

4-8～4-11 (略)

4-12 書面の提出又は提示

4-12-1 (略)

4-12-2 審査に必要な書面

(1) ～ (5) (略)

(6) 試作車・組立車審査結果通知書等

① 試作車及び組立車の新規検査等に係る審査は、受検者から試作車・組立車審査結果通知書等の提示があったものに限り実施するものとする。

② 提示された自動車と試作車・組立車審査結果通知書等に記載されている自動車との同一性を確認の上、試作車・組立車審査結果通知書等を参考として審査するものとする。
この場合において、書面等その他適切な方法により審査する項目については、試作車・組立車審査結果通知書等と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。

③～④（略）

(7) ～ (9)（略）

(10) 適用する基準の判断資料

自動車に適用される基準が提示された自動車及び書面等により判断できない場合にあつては、受検者から当該自動車に適用される基準が判断できる資料（写しをもって代えることができる。）の提出又は提示があつた場合に限り、当該基準を適用し審査するものとする。

4-13～4-14（略）

4-15 改造自動車の事前書面審査

(1) ～ (3)（略）

(4) 改造自動車の新規検査等に係る審査は、受検者から改造自動車審査結果通知書等の提示があつたものに限り実施するものとする。

(5)（略）

4-16（略）

OBD 検査に係る対象車等である旨の通知方法の規定

(1) 自動車検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により通知するものとする。また、その他必要な事項についても必要に応じて通知することができる。

記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例
1. ～40.（略）	（略）	（略）
41. <u>令和3年10月1日（輸入自動車にあつては令和4年10月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び多仕様自動車（指定を受けた時点における細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1.に規定する対象装置の性能が令和3年9月30日（輸入自動車にあつては令和4年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車又は多仕様自動車と同一であるもの並びに二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）</u>	<u>OBD 検査の対象である旨及び OBD 検査が開始となる年月日</u>	<u>OBD 検査対象車</u> <u>検査開始年月日</u> <u>令和6年10月1日</u>
42. <u>OBD 検査対象車であつて、OBD 検査対象外となつた自動車</u>	<u>OBD 検査の対象外である旨</u>	<u>OBD 検査対象外車</u>

7-26 電気装置

7-26-1 性能要件

7-26-1-1 視認等による審査

(1) (略)

(2) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の要件に適合するものであること。

ただし、(4) の自動車にあってはこの限りでない。（保安基準第 17 条の 2 第 5 項関係、細目告示第 99 条第 7 項第 1 号関係）

① 高電圧の部分^イを有する動力系の活電部への人体の接触に対する保護のため活電部に取付けられた固体の絶縁体、電気保護バリア、エンクロージャその他保護部は、次のア及びイの要件を満たすものであること。ただし、作動電圧が直流 60V 又は交流 30V（実効値）以下の部分であって作動電圧が直流 60V 又は交流 30V（実効値）を超える部分から十分に絶縁され、かつ、電極の正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されている部分にあっては、この限りでない。（細目告示第 99 条第 7 項第 1 号イ）

ア 客室内及び荷室内からの高電圧活電部に対する保護は、いかなる場合においても保護等級 IPXXD を満たすものであること。

この場合において、作動電圧が直流 60V 又は交流 30V（実効値）を超える部分を有する動力系からトランス等により直流電氣的に絶縁された電気回路に設置されるコンセントの高電圧活電部並びに工具を使用しないで開放、分解又は除去できるサービス・プラグにあっては、開放、分解又は除去した状態において、保護等級 IPXXB を満たすものであればよい。

イ 客室内及び荷室内以外からの高電圧活電部に対する保護は、保護等級 IPXXB を満たすものであること。

② ①の固体の絶縁体、電気保護バリア及びエンクロージャその他保護部は、確実に取付けられ、堅ろうなものであり、かつ、工具を使用しないで開放、分解又は除去できるものであってはならない。

ただし、次に掲げるコネクタにあってはこの限りでない。（細目告示第 99 条第 7 項第 1 号イ）

ア 容易に結合を分離できないロック機構付きコネクタであって、自動車の上面（車両総重量 5t を超える専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車及びこれに類する形状の自動車に限る。）及び下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられているもの

イ (略)

③ 作動電圧が直流 60V 又は交流 30V（実効値）を超える部分を有する動力系（作動電圧が直流 60V 又は交流 30V（実効値）以下の部分であって、作動電圧が直流 60V 又は交流 30V（実効値）を超える部分から十分に絶縁され、かつ、正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されているものを除く。）の活電部を保護する電気保護バリヤ及びエンクロージャには、次図の例による感電保護のための警告表示がなされていること。

ただし、次のアからウに掲げる電気保護バリヤ及びエンクロージャにあつてはこの限りでない。（細目告示第 99 条第 7 項第 1 号ロ）

ア（略）

イ 自動車（車両総重量 5t を超える専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車及びこれに類する形状の自動車に限る。）の上面及び下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられているもの

ウ 電気保護バリヤ、エンクロージャ又は固体の絶縁体により、二重以上の保護がなされているもの

④～⑥（略）

⑦ 導電性の電気保護バリヤ、エンクロージャその他保護部の露出導電部は、人体の接触による感電を防止するため、危険な電位を生じないように、電線、アース束線等による接続、溶接、ボルト締め等により直流電氣的に電氣的シャシに 確実に接続されているものであること。（細目告示第 99 条第 7 項第 1 号へ）

⑧ 充電系連結システムは、作動電圧が直流 60V 又は交流 30V（実効値）以下の部分を除き、固体の絶縁体、電気保護バリヤ、エンクロージャその他保護部によりア及びイの要件を満たすよう保護されたものであること。（細目告示第 99 条第 7 項第 1 号ト）

ア～イ（略）

⑨ ⑧の個体の絶縁体、電気保護バリヤ、エンクロージャその他保護部は、確実に取付けられ、堅ろうなものであり、かつ、工具を使用しないで開放、分解又は除去できるものであってはならない。

ただし、次に掲げるコネクタにあつてはこの限りでない。（細目告示第 99 条第 7 項第 1 号ト）

ア 容易に結合を分離できないロック機構付きコネクタであつて、自動車の上面（車両総重量 5t を超える専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車及びこれに類する形状の自動車に限る。）及び下面のうち日常的な自動車の使用過程では触れることができない場所に備えられているもの

イ（略）

⑩～⑫（略）

(3) 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪

自動車に限る。)の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の要件に適合するものであること。

ただし、7-26-1-2 (3) ②ア及びイに掲げる自動車には適用しない。(保安基準第 17 条の 2 第 5 項関係、細目告示第 99 条第 7 項第 2 号関係、適用関係告示第 14 条第 15 項関係)

① 高電圧の部分の有する動力系の活電部への人体の接触に対する保護のため活電部に取付けられた固体の絶縁体、バリヤ、エンクロージャその他保護部は次の要件を満たすものであること。

ただし、作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) 以下の部分であって作動電圧が直流 60V 又は交流 30V (実効値) を超える部分から十分に絶縁され、かつ、電極の正負いずれか片側の極が電氣的シャシに直流電氣的に接続されている部分にあってはこの限りでない。(細目告示第 99 条第 7 項第 2 号イ)

ア～イ (略)

②～⑩ (略)

7-26-1-2 書面等による審査

(1) 電力により作動する原動機を有する自動車 (大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の電気装置は、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれがないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条の 2 第 5 項関係、細目告示第 99 条第 7 項関係、適用関係告示第 14 条第 15 項関係)

① 電力により作動する原動機を有する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。)の原動機用蓄電池は、UN R100-03 の 6. (6.4.を除く。)に適合するものであること。

この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないように確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-03 の 6.2.、6.3.及び 6.10.に適合するものとする。また、7-26-1-1 (4) の自動車にあっては、②の基準に適合するものであればよい。(細目告示第 99 条第 7 項第 1 号ル)

② 電力により作動する原動機を有する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。)は、UN R100-03 の 5.1.4.、5.2.3.及び 5.2.4.に適合するものであること。

③ (略)

(2) 電力により作動する原動機を有する自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)の電気装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、高電圧による乗車人員への傷害等を生ずるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能及び構造に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 21 条第 6 項関係、細目告示第 99 条第 8 項関

係、適用関係告示第 14 条第 13 項関係)

① 自動車(次に掲げるものを除く。)については、UN R137-02 の 5.2.8.に適合すること。

ア～エ (略)

② 自動車(次に掲げるものを除く。)については、UN R94-04 の 5.2.8.に適合すること。

ア～エ (略)

③ 自動車(次に掲げるものを除く。)については、UN R95-05 の 5.3.7.に適合すること。

ア～ウ (略)

④ (略)

⑤ 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員 10 人以上のもの及び当該自動車の形状に類するものを除く。)及び専ら貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量 1.5t 以上のもの及び当該自動車の形状に類するものを除く。)については、UN R12-04-S5 の 5.5.又は UN R94-04 の 5.2.8.に適合すること。

⑥～⑦ (略)

⑧ 原動機用蓄電池は、UN R100-03 の 6.4.の基準に適合すること。この場合において、自動車の振動等により移動し、又は損傷することがないように確実に取付けられている原動機用蓄電池は、UN R100-03 の 6.4.1.に適合するものとする。

(3) (略)

(4) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(2) ①から⑤まで及び⑧の基準にかかわらず、原動機用蓄電池パックが次に掲げる位置にあり、かつ、自動車の振動、衝撃等により移動し、又は損傷することがないように確実に取付けられているものであればよい。

なお、原動機用蓄電池パックが、地上面からの高さが 800mm を超える位置に取付けられたものにあつては、①から③までの要件は適用しない。(保安基準第 17 条の 2 第 6 項関係、細目告示第 99 条第 10 項関係)

① UN R137-02 の 5.2.8.又は UN R94-04 の 5.2.8.が適用される自動車に備える原動機用蓄電池パックにあつては、その最前端部から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置

② (略)

③ UN R95-05 の 5.3.7.が適用される自動車の原動機用蓄電池パックにあつては、その最外側からその位置における車両最外側までの水平距離が 130mm 以上の位置

(参考図) (略)

座席を横向き座席に出来る要件の追加、協定規則による改正

7-42 座席

7-42-1 性能要件

7-42-1-1 視認等による審査

(1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。(保安基準第 22 条第 1 項関係、細目告示第 28 条第 1 項関係、細目告示第 106 条第 1 項関係)

ア～ウ (略)

①～② (略)

③ 自動車に備える座席は、次に掲げる自動車に備える座席を除き、横向きに設けられたものでないこと。

ア～ク (略)

ケ 最高速度 20 km/h 未満の自動車

④～⑤ (略)

(2) ～ (5) (略)

7-42-1-2 書面等による審査

(1) 次の表の左欄に掲げる①から⑧までに規定する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)の座席(座席取付装置を含む。)は、衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重への耐久に係る座席の性能及び当該座席の後方の乗車人員の頭部等の保護に係る性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、(1) 表中の①から⑧までに掲げる自動車の種別ごとに、備えられた座席の種類に応じた基準に適合するものでなければならない。

ただし、次に掲げる座席にあっては、この限りでない。(保安基準第 22 条第 3 項関係、細目告示第 28 条第 6 項関係、細目告示第 106 条第 6 項関係)

ア～キ (略)

自動車の種別	座席の種類	座席及び座席取付装置の基準
①専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車(⑧に掲げるものを除く。)	7-42-1-1 (1) アに規定する前向きに備える座席	UN R17-10 の 5. 及び 6. (5. 1.、5. 3. から 5. 10. まで、6. 1. 5. 及び 6. 4. から 6. 7. までの規定を除く。) に定める基準

(略)

—審査事務規程第 40 次改正— (抜粋) 令和 3 年 9 月 30 日

燃料タンクの注入口等から排気管開口部までの距離の基準を削除

7-23 燃料装置

7-23-1 性能要件

7-23-1-1 視認等による審査

(1) ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車の燃料装置は、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 15 条第 1 項関係、細目告示第 18 条第 1 項関係、細目告示第 96 条第 1 項関係)

① (略)

② 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、次に掲げる基準に適合すること。

ア (略)

(削除)

イ～ウ (略)

(2) (略)

7-25 高圧ガスの燃料装置

7-25-1 性能要件

7-25-1-1 視認等による審査

(1) (略)

(2) 液化石油ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発、燃料への引火等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(1) の基準及び次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 2 項関係、細目告示第 20 条第 2 項関係、細目告示第 98 条第 2 項関係)

(削除)

①～② (略)

(3) ～ (5) (略)

—審査事務規程第 41 次改正— (抜粋) 令和 4 年 1 月 7 日

指定自動車等の認証関係の改正

—審査事務規程第 42 次改正— (抜粋) 令和 4 年 1 月 31 日

原動機型式の同一性確認について

4-9 受検車両と書面の同一性確認

(1) 自動車の審査にあたっては、審査依頼があった自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式について、次に掲げる検査の種別毎に定める書面に記載されている車台番号

及び原動機の型式と同一であることを確認するものとする。

この場合において、容易に確認できる位置に原動機（電動機に限る。）の型式の打刻が行えないものとして自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づくラベル標示の届出がされている自動車にあっては、当該ラベルに記載された型式を確認することによって審査依頼があった自動車に打刻されている原動機（電動機に限る。）の型式を確認したものとする。

なお、型式の異なる原動機に変更する改造自動車の場合には、当該自動車の原動機の型式については、改造自動車審査結果通知書等及び自動車検査票に記載されている原動機の型式と同一であることを確認するものとする。

①～④（略）

(2) 審査依頼があった自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式について、(1)の書面に記載されている車台番号及び原動機の型式と相違する場合又は相違するおそれがある場合には、受検者に対し審査できないため審査を中断する旨を口頭で通告する。

この場合において、容易に確認できる位置に原動機（電動機に限る。）の型式の打刻が行えないものとして自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づくラベル標示の届出がされている自動車（型式の異なる電動機に変更した自動車を除く。）であって、当該ラベルの標示が確認できないもの等は相違するおそれがあるものとする。

(3) ～ (4)（略）

かじ取装置の改正

7-13 かじ取装置

7-13-1 性能要件

7-13-1-1～7-13-1-2（略）

7-13-1-3 書面等による審査

(1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）のかじ取装置は、UN R79-04 の 5.及び 6.に適合するものでなければならない。ただし、UN R79-04 に定める 2.3.4.1.3.、2.3.4.1.5.及び 2.3.4.1.6.の自動命令型操舵機能であって運転者異常時対応システム（2.3.4.5.に定める機能を有するものであって、5.1.6.3.1. (a) に適合するものに限る。）を備えるものについては、5.6.の規定は適用しない。

この場合において、次に掲げるかじ取装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R79-04 の 5.及び 6.に適合するものとみなす。（細目告示第 13 条第 2 項関係、細目告示第 91 条第 2 項関係）

①～③（略）

(2) ～ (5)（略）

衝突被害軽減制動制御装置の改正

7-20 衝突被害軽減制動制御装置

7-20-1 (略)

7-20-2 性能要件

7-20-2-1 (略)

7-20-2-2 書面等による審査

衝突被害軽減制動制御装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第 15 条第 7 項、第 8 項、細目告示第 93 条第 8 項、第 9 項、適用関係告示第 9 条第 44 項関係)

(1) 7-20-1(1)に定める自動車の制動装置に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R131-01-S2 の 5.及び 6.に適合するものでなければならない。

ただし、指定自動車等以外の自動車に備える衝突被害軽減制動制御装置にあっては、この限りでない。

この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。

① 指定自動車等に備えられている衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置

② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置

③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置

(2) 7-20-1(2)に定める自動車の制動装置に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R152-02 の 5.及び 6.に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。

① 指定自動車等に備えられている衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置

② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置

③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置

(削除)

後部霧灯の改正

7-82 後部霧灯

7-82-1～7-82-2 (略)

7-82-3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 後部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 37 条の 2 第 3 項関係)

この場合において、後部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 51 条第 2 項関係、細目告示第 129 条第 3 項関係)

①～③ (略)

④ 側車付二輪自動車以外の自動車に備える後部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上 1,000mm 以下 (自動車 (二輪自動車を除く。)) の後面又は自動車の側面の後部に備える他の灯火等と集合式 (基準軸方向の見かけの表面及び光源が他の灯火等と独立し、かつ、灯器が他の灯火等と共通であるものをいう。) のものにあつては地上 1,200mm 以下、二輪自動車に備えるものにあつては地上 900mm 以下)、下縁の高さが地上 250mm 以上となるように取付けられていること。

⑤～⑭ (略)

(2) (略)

その他灯火等の制限の改正

7-96 その他の灯火等の制限

7-96-1 装備要件

自動車には、7-65 から 7-95 までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのある次の灯火又は反射器を備えてはならない。

なお、アンサーバック機能を有する灯火については、視認等によりその作動状況の確認ができない場合は審査を省略することができる。(保安基準第 42 条関係、細目告示第 62 条第 1 項関係、細目告示第 140 条第 1 項関係)

(1) ～ (6) (略)

(7) 自動車には、次に掲げるものを除き、反射光の色が赤色である反射器であつて前方に表示するもの又は反射光の色が白色である反射器であつて後方に表示するものを備えてはならない。(細目告示第 62 条第 8 項関係、細目告示第 140 条第 8 項関係)

① 指定自動車等に備えられた前部赤色反射物と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた反射物

② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の後部に備える白色反射物であ

って、UN R110-04-S2 の 18.1.8.1.から 18.1.8.3.までに掲げるもの及び UN R134-01 の 7.1.7.に掲げるもの

③ 7-87 の規定により自動車の側面に備える特徴等表示再帰反射材であって、赤色の反射光を前方に表示するもの及び 7-87 の規定により自動車の側面に備える再帰反射材であって、白色の反射光を後方に表示するもの

(8) ~ (12) (略)

後退時車両直後確認装置の新設

7-108 後退時車両直後確認装置

7-108-1 装備要件

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2 の基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。

ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。（保安基準第 44 条の 2 関係、細目告示第 68 条の 2 第 2 項、第 3 項関係、細目告示第 146 条の 2 第 3 項、第 4 項関係、適用関係告示第 52 条の 2 関係）

① 車両後部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車

② 車両後部に特殊な装備を有する緊急自動車

③ レッカー車

④ 運転者の直接視界により 7-108-2 の基準に適合する自動車（UN R158-00 の 15.2.1.7.を満たす場合に限る。）

7-108-2 性能要件

後退時車両直後確認装置は、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2-1 又は 7-108-2-2 に掲げるいずれかの基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 1 号、第 2 号関係）

7-108-2-1 視認等による審査

(1) 後退時車両直後確認装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が運転者席において、後退時に鏡若しくはカメラ及び画像表示装置又はこれらの組み合わせにより、次の①及び②に掲げる部分を確認できるものでなければならない。

（細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 2 号関係）

① 当該自動車の最後端（連結装置及び手荷物積載用部品を除く。）から 0.5m 後方及び 1.35m 後方の車両中心線に直交する鉛直面と地面との交線のうち、当該自動車の左右の最外側面に接する車両中心線と平行な鉛直面に挟まれた部分

② 当該自動車の最後端（連結装置及び手荷物積載用部品を除く。）から 3.5m 後方の車両中心線に直交する鉛直面と、当該自動車の左右の最外側面に接する車両中心線と平行な鉛

直面に内接するよう設置された左右 2 つの高さ 80cm 直径 30cm の円柱の全体

(2) 次に掲げる状態の自動車の運転者席において、座席ベルトを装着し、かつ、かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態で (1) ①及び②に掲げる部分が確認できない場合は、(1) の基準に適合しないものとする。(細目告示第 146 条 2 第 1 項第 2 号関係)

① 自動車は、平坦な面上に置き、直進状態かつ審査時車両状態とする。

② 自動車のタイヤの空気圧は、規定された値とする。

③ 車高調整装置が装着されている自動車にあつては、標準（中立）の位置とする。

④ 運転者席の座席は、次のとおりに調節した位置とする。

ア 前後に調節できる場合には、中間位置とする。

ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より後方であつてこれに最も近い調節可能な位置とする。

イ 上下に調節できる場合には、中間位置とする。

ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より下方であつてこれに最も近い調節可能な位置とする。

ウ 座席の背もたれの角度が調節できる場合には、鉛直面から後方に 25° の位置とする。

ただし、鉛直面から後方に 25° の位置に調節できない場合には、鉛直面から後方に 25° の位置より後方であつてこれに最も近い調節可能な位置とする。

⑤ 運転者席の座席に座布団又はクッション等を備えている場合には、取除いた状態とする。

⑥ 原動機の操作装置が始動の位置にあり、かつ、変速装置を後退の位置に操作している状態とする。

ただし、カメラ及び画像表示装置を用いない場合にあってはこの限りでない。

(3) 指定自動車等に備えられた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退時車両直後確認装置であつて、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 146 条の 2 第 2 項関係)

7-108-2-2 書面等による審査

(1) 後退時車両直後確認装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R158-00 の 15.2.1. (15.2.1.1.を除く。) 及び 15.2.2.から 15.2.4.まで、又は 15.3.に適合するものでなければならない。

この場合において、UN R158-00 の 2.1.5.に規定する検知装置を備えた後退時車両直後確認装置にあつては、UN R158-00 の附則 10 の 1.4.に規定する検知装置の作動を確認する点のうち、次の①及び②に掲げる点を検知できるものであればよい。(細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 1 号関係)

① 当該自動車の左右の最外側面に接する車両中心線と平行な鉛直面に最も近い 4 つの確

認点

② 当該自動車の車両中心線上にある2つの確認点

(2) 指定自動車等に備えられた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退時車両直後確認装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第146条の2第2項関係)

7-108-3 取付要件（視認等による審査）

(1) 後退時車両直後確認装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(細目告示第146条の2第1項第3号関係)

① 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取付けられたものであること。

② 画像表示装置は、座席ベルトを装着し、かつ、かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態の運転者が直視できる範囲内にあり、7-108-2に規定する視界に係る要件を容易に確認できる位置に備えられたものであること。

(2) 取付けが不確実な鏡若しくはカメラ及び鏡面に著しいひずみ、曇り若しくはひび割れのある鏡又はレンズ面に著しいひずみ、曇り若しくはひび割れのあるカメラは、(1)の基準に適合しないものとする。

この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。(細目告示第146条の2第1項第3号関係)

① 取付部が吸盤形状であることが外観上明らかなもの

② 貼付けられたシート等の上に接着固定等されているもの

③ 手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認した結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるもの

④ 当該装置を取付けた状態のまま、自動車登録番号標又は車両番号標の取付取外しができないもの

(3) 指定自動車等に備えられた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後退時車両直後確認装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第146条の2第2項関係)

圧縮水素ガスを燃料にする自動車の貼付物について

8-25 高圧ガスの燃料装置

8-25-1 性能要件

8-25-1-1 視認等による審査

(1) (略)

(2) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 176 条第 3 項関係)

① ガス容器は、容器再検査の実施の有無に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 容器再検査を受けたことがないガス容器は、次のいずれかに該当すること。

(ア) ~ (ウ) (略)

(エ) 国際相互承認に係る容器保安規則(平成 28 年経済産業省令第 82 号)第 5 条及び第 11 条に規定する構造及び機能を有するものであって、UN R134-01 の 7.1.1.2. 又は UN R146-00 の 7.1.1.2. に適合するもの。

(オ) (略)

イ (略)

②~⑨ (略)

⑩ 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

ア 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のものにあっては、自動車の前面、運転者席並びに助手席それぞれのドア外側付近(運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあつては、自動車の前端から当該自動車の長さの 3 分の 1 以内)及び後面に次の表示を備えること。

イ 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5t を超えるものにあっては、自動車の前面及び運転者席並びに助手席それぞれのドア外側付近(運転者席又は助手席のドアを有しない自動車のうち、ドアを有しない側面にあつては、自動車の前端から当該自動車の長さの 3 分の 1 以内)に次の表示を備えること

〔表示〕



備考

(1) 色彩は、枠線、文字及び記号を白色、かつ、反射するものとし、地を明るい青色とする。

(2) 寸法は、幅は 110mm 以上、高さは 80mm 以上とする。

新規検査等提出書面審査要領の改正

新規検査等提出書面審査要領

1.～2. (略)

3.附則の適用自動車の種類に応じて、それぞれの附則を適用するものとする。

①～② (略)

③ 事前届出対象自動車のうち、4. (3) 又は (4) の自動車

附則 3 事前提出書面の審査（使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車（用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車に限る。）並びに小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車）

④ (略)

4.事前届出対象自動車

本則 1-3 で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。

(1) 技術基準等の審査を要する自動車（個別届出自動車）

新規検査又は予備検査(法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。)の申請を行う指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等（次表に掲げるものに限る。）に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。

ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。

また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。

①～⑧ (略)

保安基準	審査事務規程	技術基準等（技術基準通達別添、細目告示別添及び協定規則）	3. ②適用自動車	3. ③適用自動車
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第 44 条の 2 後 退時車両直後確 認装置	6-108、7-108 後退時 車両直後確認装置	UN R158-00	後退時車両直後 確認装置に係る 協定規則	(略)	(略)
-------------------------------	-----------------------------	------------	----------------------------	-----	-----

(2) (略)

(3) 使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車（用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車に限る。）並びに小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車（個別届出自動車）

次の①若しくは②に掲げる自動車であって、使用の過程にある自動車及び法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は③に掲げる自動車をいう。

ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。

①～② (略)

③ 小型特殊自動車の構造・装置を変更し、法第 59 条の規定による新規検査又は法第 71 条の規定による予備検査を受けようとする自動車。（(1) 又は (2) に掲げるものを除く。）

(4) 使用の過程にある自動車及び自動車予備検査証の交付を受けた自動車（用途等の変更に伴う技術基準等の審査を要する自動車及び牽引自動車に限る。）並びに小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車（代表届出自動車）

(3) の自動車であって、自動車の型式及び構造・装置が同一の自動車複数台数あることから代表届出する自動車をいう。

(5) (略)

並行輸入自動車審査要領の改正

並行輸入自動車審査要領

1.～5. (略)

6. 書面審査

並行輸入自動車について、保安基準に適合しているかどうかを、本則及び次に掲げる規定に基づき審査するものとする。

この場合において、届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第 14 号様式）に記録するものとする。

なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。

6.1.～6.8. (略)

6.9. 原動機等に関する資料

(1) (略)

(2)電力により作動する原動機を有する自動車にあっては、次に掲げる項目が確認できるものであること。

① (略)

② 電動機の最高出力／回転速度、定格出力、最大トルク／回転速度

③～④ (略)

(3) (略)

6.10.～6.11. (略)

6.12.技術基準等への適合性を証する書面

6.12.1. 技術基準等への適合性を証する書面の種類

(1) ～ (2) (略)

(3) 当該並行輸入自動車に適用される技術基準等のうち、技術基準等に係る部位について、添付された書面等により次に掲げる内容が確認できる場合には、当該技術基準等（本則 7-27-1 (1)、(3) 及び 7-113-2-3 (1) に掲げる基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する基準等を除く。）に係る (1) の書面に代えることができる。

なお、当該書面は、原則、自動車製作者等が発行したことが確認できる書面であること。

①～③ (略)

6.12.2.～6.12.4. (略)

6.12.5. 技術基準等宣言書

技術基準等宣言書（第 6 号様式とする。）は、全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されている原本であること。

この場合において、当該並行輸入自動車に技術基準等が適用されないものにあつては、提出を要しない。

6.12.6. (略)

6.13.～6.17. (略)

7.～9. (略)

別表第 1（別添 3 の 6.12.関係）

保安基準	審査事務規程	技術基準等の名称	6.12.1. (1) ⑧に該当する書面の例
(略)	(略)	(略)	(略)

<p>第 10 条 操縦装置</p>	<p>7-12 操縦装置</p>	<p>UN R60-00 二輪自動車等の操縦装置の 配置及び識別表示等に係る 協定規則</p>	<p>①COC ペーパー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・L3 カテゴリのものに限る。 ・車両型式認可番号の中に「168/2013」が含まれているものに限る。 <p>②WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・L3 カテゴリのものに限る。 ・車両型式認可番号の中に「168/2013」が含まれているものに限る。 <p>③UN R60-00 に基づく認定証</p> <p>④UN R60-00 に基づくⒺマークを撮影した写真</p> <p>⑤別表第 3、別表第 4 及び別表第 5 に掲げる並行輸入自動車と同一構造の自動車である旨を並行輸入自動車届出書の「保安基準に適合させるための改善事項等」欄に記載したもの (記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第 3 適用二輪自動車
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第 12 条 制動装置</p>	<p>7-17 二輪車の制動装置</p>	<p>UN R78-04 二輪自動車等の制動装置に 係る協定規則</p>	<p>①COC ペーパー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・L カテゴリのものに限る。 <p>②WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・L カテゴリのものに限る。 <p>③UN R78-04 に基づく認定証</p> <p>UN R78-04 に基づくⒺマークを撮影した写真</p>

			<p>④別表第 4 に掲げる並行輸入自動車と同一構造の自動車である旨を並行輸入自動車届出書の「保安基準に適合させるための改善事項等」欄に記載したもの</p> <p>(記載例)</p> <p>・別表第 4 適用二輪自動車</p>
		<p>UN R78-05 二輪自動車等の制動装置に係る協定規則</p>	<p>①COC ペーパー</p> <p>・L カテゴリのものに限る。</p> <p>②WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料</p> <p>・L カテゴリのものに限る。</p> <p>③UN R78-05 に基づく認定証</p> <p>④UN R78-05 に基づくⒺマークを撮影した写真</p> <p>⑤ 別表第 5 に掲げる並行輸入自動車と同一構造の自動車である旨を並行輸入自動車届出書の「保安基準に適合させるための改善事項等」欄に記載したもの</p> <p>(記載例)</p> <p>・別表第 5 適用二輪自動車</p>
		<p>UN R152-00 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則</p>	<p>[並行輸入自動車については本項目は適用しない]</p>
7-20 衝突被害軽減制動制御装置		<p>UN R152-01 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則</p>	<p>[並行輸入自動車については本項目は適用しない]</p>
		<p>UN R152-02 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則</p>	<p>[並行輸入自動車については本項目は適用しない]</p>
		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

		UN R158-00	<u>①COC ペーパー</u> ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 <u>②WVTA ラベル又はプレートを撮影した写真+車両型式認可を受けた時点のカテゴリが確認できる資料</u> ・ M カテゴリ又は N カテゴリのものに限る。 <u>③UN R158-00 に基づく認定証</u> <u>④UN R158-00 に基づく Eマークを撮影した写真</u>
第 44 条の 2 後退時車両直後 確認装置	7-108 後退時車両直後確認装置	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

1. (略)

備考 (略)

2. 各項目の記載要領各項目の記載要領は次のとおりとする。

なお、記載を省略した項目、記載を要しない項目、2.1.から 2.35.までに掲げる項目のうち該当しないもの及び当該並行輸入自動車に備えられていない項目については、各項目に斜線を引く又は全ての箇所にも印を付すこと。

2.1.～2.32. (略)

2.33. 視野確保装置

2.33.1. 後写鏡：形式

当該並行輸入自動車に備えられている自動車の外側線附近及び後方の視界を確保する装置の該当する形式に○印を付すこと。

2.33.2. 直前及び側方の視界：形式

当該並行輸入自動車に備えられている直前及び側方の視界を確保する装置の該当する形式に○印を付すこと。

2.34. 後退時車両直後確認装置

2.34.1. 後退時車両直後確認装置：形式

当該並行輸入自動車に備えられている後退時車両直後確認装置の該当する形式に○印を付すこと。

2.35. (略)

改造自動車審査要領の改正

改造自動車審査要領

1.～11. (略)

別表第1～別表第2 (略)

別表第3 (別添4の7.(1)関係) 書面審査

別表第4 (略) 第1号様式～第2号様式 (表面) (略)

第2号様式 (裏面) (別添4の4.1.関係)

改造等の概要 (略)

注1～注2 (略)

注3:自動車検査証の記載事項について変更が生じる場合は、当該事項の変更について道路運送車両法に基づく自動車検査証の記載事項の変更が必要となります。(第67条関係)

第3号様式～第7号様式 (略)

別添5～別添16 (略)

—審査事務規程第43次改正— (抜粋) 令和4年3月29日

指定自動車等の認証関係の改正

7-11 走行装置

7-11-1 性能要件 (視認等による審査)

(1)～(2) (略)

(3) 自動車の空気入ゴムタイヤは、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、滑り止めに係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第9条第2項関係、細目告示第11条第3項関係)

①～⑤ (略)

⑥ 専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員10人未満であって車両総重量3.5tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び車両総重量3.5t以下の被牽引自動車を除く。) 及び貨物の運送の用に供する自動車 (三輪自動車及び車両総重量3.5t以下の被牽引自動車を除く。) に備えるタイヤ空気圧監視装置は、UN R141-01の5.及び6.に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げるタイヤ空気圧監視装置であってその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、UN R141-01の5.及び6.に適合するものとする。

なお、視認等によりタイヤ空気圧監視装置が備えられていないと認められるときは、審査を

省略することができる。(細目告示第 11 条第 6 項、第 89 条第 5 項関係)

ア～ウ (略)

(4) ～ (5) (略)

故情報計測・記録装置の審査方法について

7-110 の 2 事故情報計測・記録装置

[当分の間、審査事項なし] (適用関係告示第 54 条の 2 第 2 項関係)

新規検査等提出書面審査要領の改正

別添 2 (4-13 関係)

新規検査等提出書面審査要領

1.～3. (略)

4. 事前届出対象自動車

本則 1-3 で規定する事前届出対象自動車は、次に掲げるものをいう。

(1) 技術基準等の審査を要する自動車 (個別届出自動車)

新規検査又は予備検査(法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。)の申請を行う指定自動車等であって、当該自動車の構造・装置を変更することにより、変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が技術基準等 (次表に掲げるものに限る。)に適合しているかどうかを、書面により改めて審査する必要があると認める自動車をいう。

ただし、事前審査管理番号を有する代表届出自動車と自動車の型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車 (技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。)を除く。

また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。

①～⑧ (略)

保安基準	審査事務規程	技術基準等 (技術基準通達別添、細目告示別添及び協定規則)	3. ②適用自動車	3. ③適用自動車
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第46条の2事 故情報計測・記 録装置	6-110の2、7- 110の2事故情 報計測・記録装 置	UN R160	事故情報計測・ 記録装置に係る 協定規則	○	△
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注1～注2 (略)

(2)～(5) (略)

5. 様式等の適用

適用する附則に応じて、次表に定める様式等を用いるものとする。

	附則1	附則2	附則3	附則4
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第6-3号様式 後退時車両直後確認装置の技術基準等 適合確認書	○	○	○	二
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附則1

当日提出書面の審査 (事前届出対象自動車以外の自動車)

1.～2. (略)

3. 届出書等

3.1. 新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料

本則 4-13-1 (2) で規定する自動車の新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

区分		乗用	貨物	その他
添付資料	(略)	(略)	(略)	(略)
	後退時車両直後確認装置の技術基準等適合確認書	※8	※8	※8
	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (1)～(9) (略)

(10) ※8 は、自動車型式認証実施要領、共通構造部 (多仕様自動車) 型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づき、後退時車両直後確認装置 (カメラ及び画像表示装置に限る。) の取付範囲が指定された自動車であって、装置に変更がなく、かつ、指定された

範囲内に後退時車両直後確認装置を取付けた場合は○印（技術基準等適合証明書が提出されない場合に限る。）、それ以外の場合には－印とする。

(11) ~ (17) (略)

3.2. (略)

—審査事務規程第 44 次改正— (抜粋) 令和 4 年 6 月 22 日

指定自動車等の認証関係の改正

OBD検査の導入に向けた事前準備について



Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

1. OBD検査の概要

車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方について(平成31年3月13日)より

- 近年、自動ブレーキなど自動運転技術の進化・普及が急速に進展しているが、故障した場合には、**誤作動による重大事故**等につながるおそれがあることから、**自動車の検査等を通じた機能確認が必要**。
- 現在の**自動車の検査(車検)**は、外観や測定器を使用した機能確認により行われているが、自動運転技術等に用いられる**電子装置の機能確認には対応していない**。

自動ブレーキ、自動車間距離制御(ACC)
新車(乗用車)搭載率



電子装置の不具合事例

- ACCを使用して高速道路を走行中、突然、機能が停止し、強い回生ブレーキが作動。
⇒ 前方監視用のカメラが偏心していた
- 上り坂を走行中、自動でブレーキが誤作動し、急減速した。
⇒ 自動ブレーキのレーダセンサの取付角度が設計値より下向きになっていた。

⇒ 現在の車検では検出できない不具合

諸外国の状況

EU

- 加盟国に対して**電子装置**を含めた検査実施を推奨(EU指令 2014/45EU)。
- **ドイツ**では2015年よりOBDを用いた検査を開始、段階的に拡大中。

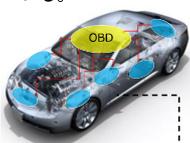
米国

33の州・地区においてOBDを活用した**排出ガス検査**を実施中。

車載式故障診断装置(OBD)を活用した自動車検査手法

車載式故障診断装置(OBD)とは

最近の自動車には、電子装置の状態を監視し、故障を記録する「**車載式故障診断装置(OBD: On-Board Diagnostics)**」が搭載されている。



記録された故障コード(DTC)は、**スキャンツール**を接続することにより読取可能。



OBDを活用した自動車検査手法

自動車メーカー

提出

- ・故障コード読出に必要な技術情報(ECU情報)
- ・保安基準不適合の故障コード(特定DTC)



(独)自動車技術総合機構において、「ECU情報」、「特定DTC」を一元管理し、全国の車検場、整備工場へ提供。



車検時

特定DTCを検出した場合は不合格

対象車両・装置及び検査開始時期

対象

2021年10月以降の新型の乗用車、バス、トラック※1

①運転支援装置※2

アンチロックブレーキシステム(ABS)、横滑り防止装置(ESC)、ブレーキアシスト、自動ブレーキ、車両接近通報

②自動運転機能※2

自動車線維持、自動駐車、自動車線変更など

③排ガス関係装置

検査開始時期

2024年10月※3

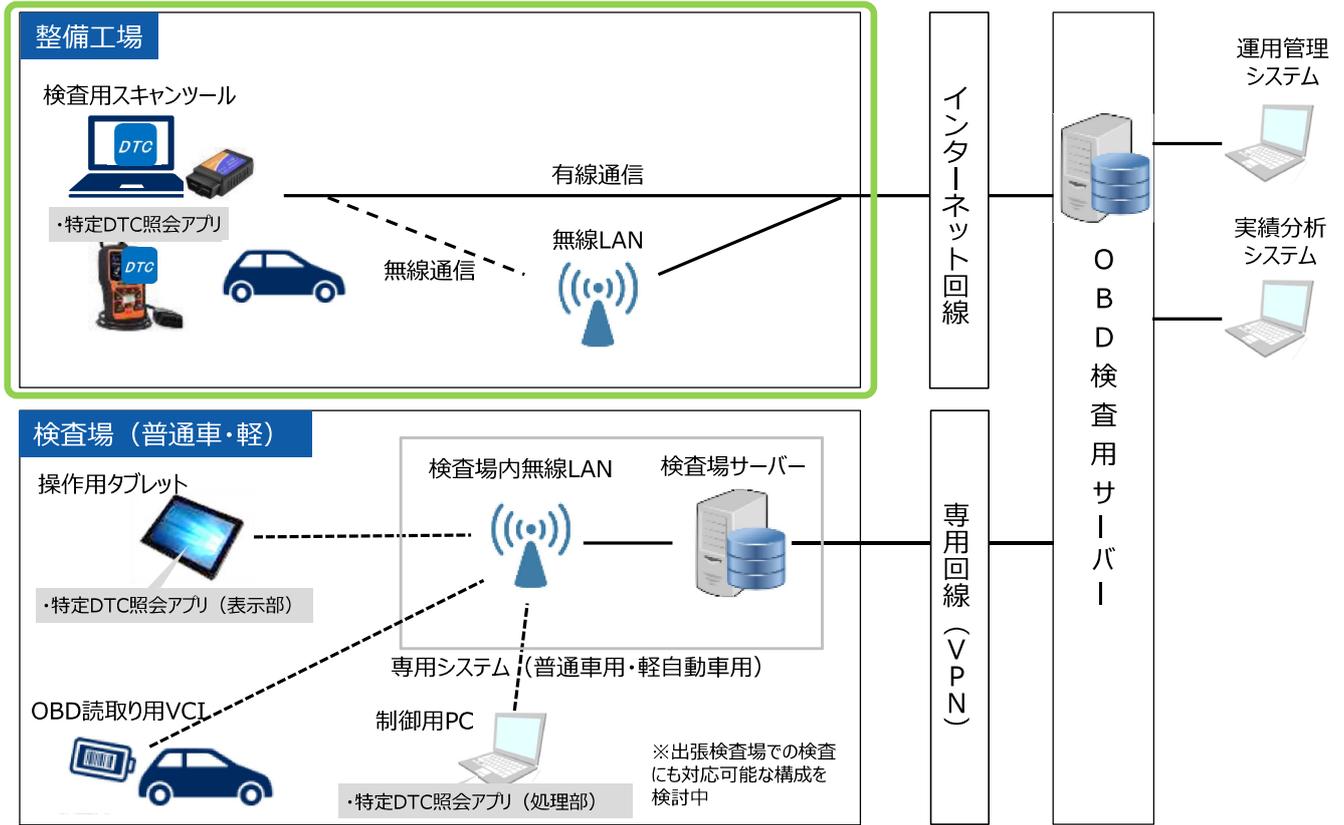
※1 型式指定自動車・多仕様自動車に限る。輸入車は2022年以降の新型車

※2 保安基準に規定があるものに限る。

※3 輸入車は2025年10月

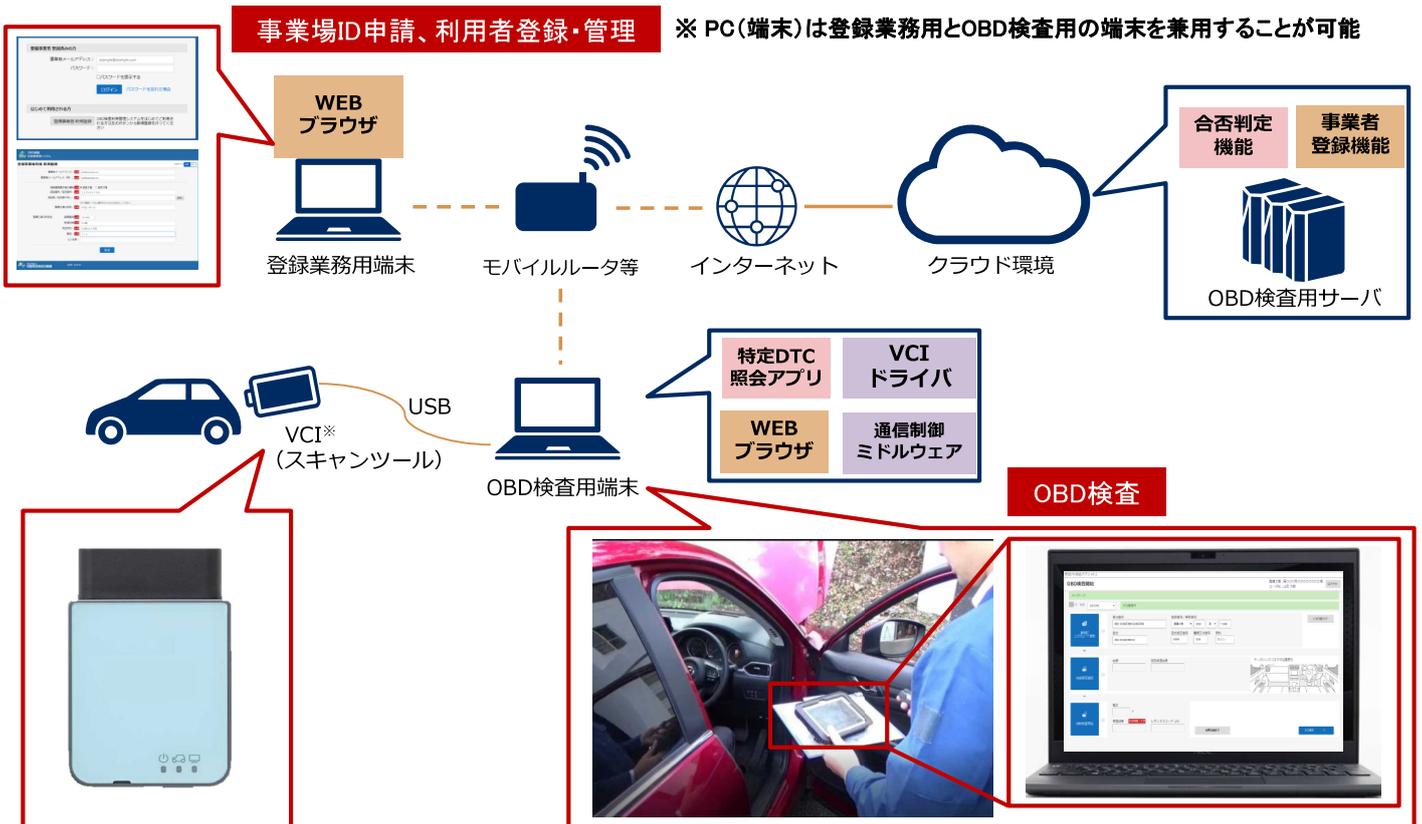
1. OBD検査の概要

<OBD検査システムの全体構成>



2

2. OBD検査のシステム構成

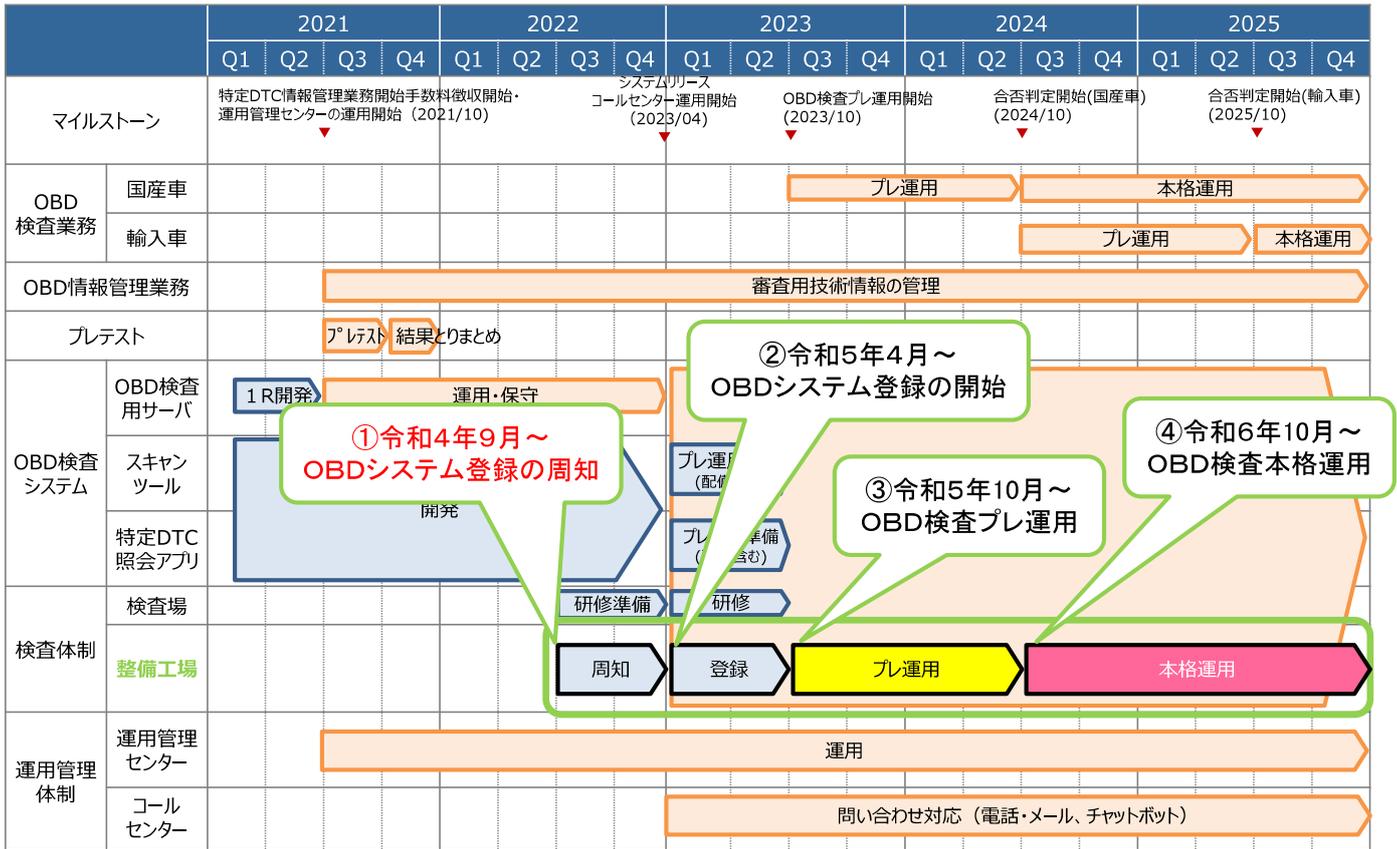


※パソコンと車両間の通信を中継する装置。スキャンツールの一部。
-49-

3

3. OBD検査の導入スケジュール

【凡例】  : OBD検査に向けた準備業務
 : OBD検査の運用にかかる業務



4

3. OBD検査の導入スケジュール 【OBDシステム登録の開始(令和5年4月～)】

OBD検査に必要な機器等の準備

インターネット環境

PC・タブレット

検査用スキャンツール

必要に応じて



※Windows10
※特定DTC照会アプリ



※車検証読取用。手入力も可。



【参考】検査用スキャンツールの準備状況

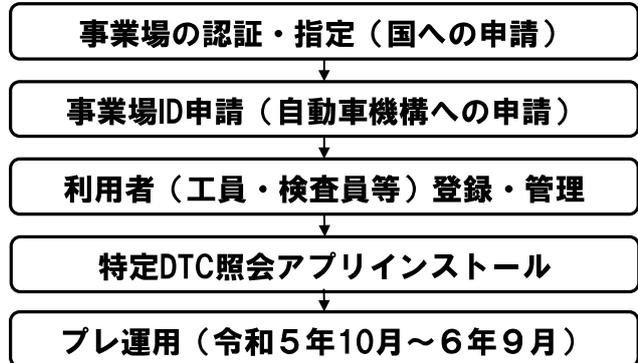
- 令和3年10月、「指定自動車整備事業規則」等が改正され、指定自動車整備事業者等に、新たに電子的な検査を行うための機器(検査用スキャンツール)を備えなければならないことが義務化されました。
- また、同月に「自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準」が改正され、指定自動車整備事業者等にて備えるべき検査用スキャンツールの技術基準を定められました。
- 令和4年6月、「自動車検査用機械器具の基準適合性試験要領(通達)」が改正され、当該通達に基づいて認定を受けた検査用スキャンツールが、OBD検査に使用できることが定められました。
- 今後、スキャンツールメーカーから、検査用スキャンツールの開発や基準適合性の要件確認が行われ、検査用スキャンツールとして認定される予定となっております。

5

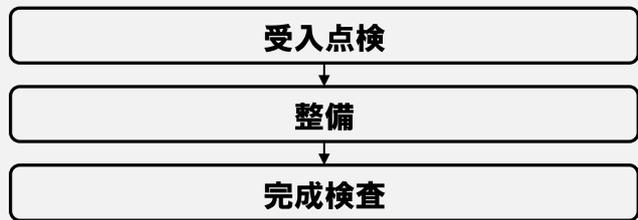
3. OBD検査の導入スケジュール 【OBDシステム登録の開始(令和5年4月～)】

検査用スキャンツールでOBD検査・確認を実施するためには、国による認証を受けている事業場であることを前提に、事前準備としてOBD検査システムの利用のために認証番号(指定事業者の場合は指定番号)等を入力して利用申請したうえで、OBD検査に用いるアプリ(特定DTC照会アプリ)を使用する工員や検査員の登録をする必要があります。

事前準備
(令和5年4月～)



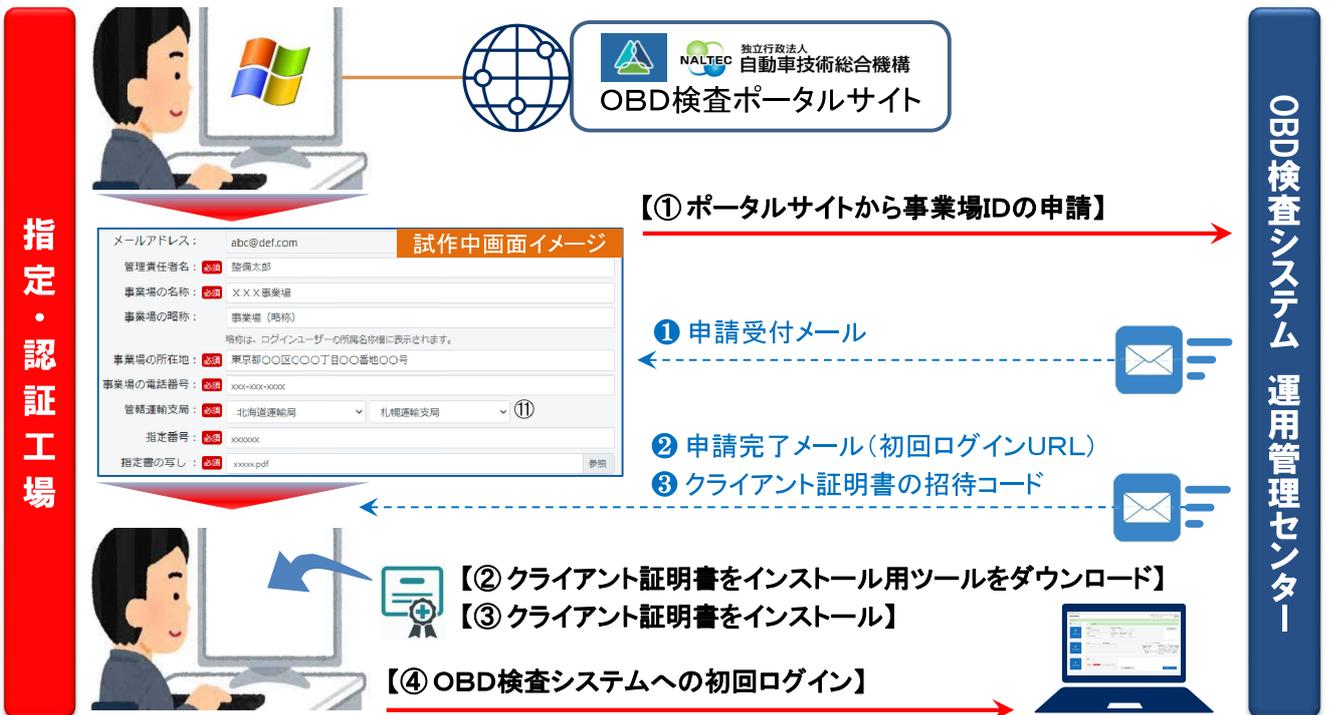
検査開始
(令和6年10月～)



3. OBD検査の導入スケジュール 【OBDシステム登録の開始(令和5年4月～)】

○ 指定・認証工場は、OBD検査システムを利用するために、令和5年4月以降に、専用ポータルサイトからメールアドレス等を登録して事業場ID登録の申請受付を開始します。

【システムの初回ログインまでの流れ(予定)】



4. OBD検査の導入に向けて

整備事業者の皆さまにご確認いただきたい点

1. 令和5年4月からOBD検査システムがリリース※されます。
※ リリースが近くなりましたら、改めて正式なご案内をいたします。
2. OBD検査システムには利用者登録等の準備が必要です。
3. 利用者登録はインターネットからの申請が必要です。
4. 令和5年10月(予定)からOBD検査のプレ運用が可能です。
5. 令和6年10月からOBD検査の本格運用が開始されます。

以上、ご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

令和 4 年 6 月 10 日

自動車局審査・リコール課

正しく使おうブレーキホールド

～ 正しい使用方法や注意点について動画を作成・公表しました ～

近年、自動車を停車後にブレーキペダルを離してもブレーキが効いたままになる「ブレーキホールド」という装置が搭載された車両が販売されています。

この装置は、正しく使用されれば運転者の疲労が軽減され事故防止に繋がりますが、誤った操作を行ったり機能を過信したりすると事故が発生するおそれがあります。ブレーキホールドの取扱説明書を読み、作動条件等を正しく理解して、使用してください。

国土交通省では、自動車ユーザーの皆様にご利用いただくための啓発動画を作成し、本日 YouTube 国土交通省公式アカウントに公開しました。

1. 「ブレーキホールド」とは

交差点や渋滞時にブレーキペダルを踏んで停車後にブレーキペダルを離してもブレーキが効いたままになる装置です。渋滞や信号待ちなどでの停車中に運転者の負担を軽減してくれる便利な機能です。

※ 自動車メーカーによって、オートブレーキホールド、ブレーキオートホールド等様々な呼び方があります。



ブレーキペダルを離してもブレーキ力が保持される

2. 正しい使用方法

- ① スイッチを入れる。
- ② センターディスプレイ内に「作動準備」を示す表示が点灯する。
- ③ 車両を停止させると表示が「作動準備」から「作動中」に変わる。
- ④ 「作動中」の表示を確認した上でブレーキペダルから足を離す。



ブレーキホールド作動準備の表示例

※作動中の表示方法は車種によって異なるため、取扱説明書で表示が示す意味を正しく理解して下さい。



ブレーキホールド作動中の表示例

3. 使用する上での注意点

ブレーキホールドは、アクセルペダルを踏んだ場合には解除されます。また、故障していない場合でも、急な坂路では作動しないことがありますので、取扱説明書でブレーキホールドの作動条件を正しく理解して使用するようして下さい。

(1) ブレーキホールドが解除される状況の例

- ・ シフトレバーをPレンジに入れた場合
- ・ アクセルペダルを踏んだ場合
(運転者が意図せず、誤ってアクセルペダルに触れた場合でも解除されます。)



※車内で体を動かす必要が生じた場合はシフトレバーをPレンジに入れたりブレーキペダルを踏むなどして停車させて下さい。

(2) ブレーキホールドが作動しない状況の例

- ・ 急な坂路



坂路でブレーキペダルを踏んで停止



ブレーキホールド作動せず



気づかずにブレーキペダルを離して追突

<啓発ビデオの公開ページへのリンク>

国土交通省自動車局審査・リコール課 YouTube 公式アカウント



<https://www.youtube.com/channel/UCwFJ6KstdbqM9P91828lu2g>

問い合わせ先: 国土交通省自動車局審査・リコール課
西野、山下

代表: 03-5253-8111 (内線) 42352

直通: 03-5253-8597、FAX: 03-5253-1640



令和4年6月22日
自動車局車両基準・国際課
自動車局審査・リコール課

バスやトラックの自動運転に対応した基準を策定しました！

～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置に係る協定規則（第157号）の対象車種を大型車にまで拡大する改正が合意されたことから、国内の保安基準の詳細規定に導入するため、所要の法令等の整備を行います。

自動車局では、自動車の安全・環境基準等について、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化を進めています。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において、「高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置に係る協定規則（第157号）」の改正が合意され、対象車種が従来の乗用車等に加え、大型車等にまで拡大されたこと等を踏まえ、我が国においても、改正された協定規則を保安基準に反映させることなどを目的として、保安基準の詳細規定の改正等を行います。

1. 主な改正項目（詳細は別紙参照）

- (1) 高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置の要件について、従来の乗用車等に加え、大型車等についても協定規則第157号の要件を適用する。
- (2) 前面ガラス等に投影される、運転者の認知を支援するための視界アシスタント情報について、運行中に表示してよいものを運転に関連する情報に限る等の明確化を行う。
- (3) 事故情報計測・記録装置について、記録すべき情報として衝突被害軽減ブレーキの作動状態等を追加する。

2. 公布・施行

公布：令和4年（2022年）6月22日

施行：令和4年（2022年）6月22日

問い合わせ先

自動車局 車両基準・国際課：【1. (1)関係】谷倉、武内

【1. (2)関係】山村、杉田

【1. (3)関係】山村、武内

電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）、FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課：福菌、高嶋

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）、FAX 03-5253-1640

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成10年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第185回会合において、「国際的な車両認証制度に関する手続き等を定めた協定規則（第0号）」、「自動車の運転者の前方視界に関する協定規則（第125号）」等の改訂が採択されるとともに、「高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置に係る協定規則（第157号）」等の補足改訂が採択された。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）、共通構造部型式指定規則（平成28年国土交通省令第15号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

(1) 道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置の要件について、協定規則第157号の要件の適用対象を従来の乗車定員10人未満の乗用車及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車から、バス・トラック等の大型車までとする。

【適用日】

新型車：令和4年（2022年）7月1日

- ② 乗車定員10人未満の乗用車の前面ガラス等に投影される、運転者による認知を支援するための視界アシスタント（FVA：Field of Vision Assistant）情報について、運行中に表示してよいものを運転に関連する情報に限る等の明確化を行う。

<表示してよい情報>

- ・危険な交通状況の警告及び注意喚起（例：右左折時等の対向交通等）
- ・交通弱者に対する警告及び注意喚起（例：歩行者、自転車等）
- ・周囲環境との距離維持のための情報（例：速度制限の変化、車線変更支援等）
- ・適切な道路交通に関する情報（例：横断歩道の注意喚起、ナビ情報等）

【適用日】

新型車：令和5年（2023年）9月1日

継続生産車：令和6年（2024年）9月1日

- ③ 乗車定員 10 人未満の乗用車及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車に搭載される事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）について、記録内容として衝突被害軽減制動制御装置（AEBS：Advanced Emergency Braking System）、自動命令型操舵機能（ACSF：Automatically Commanded Steering Function）、事故自動緊急通報装置（AECS：Accident Emergency Call System）等の作動状態を追加する。

【適用日】

新 型 車：令和 6 年（2024 年）7 月 1 日

継続生産車：令和 8 年（2026 年）7 月 1 日

(2) 装置型式指定規則の一部改正

協定規則第 125 号等の改訂に伴い、規則番号について変更を行うほか、所要の改正を行う。

(3) 共通構造部型式指定規則の一部改正

協定規則第 0 号の改訂されたため、規則番号について変更を行うほか、所要の改正を行う。

(4) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）の一部改正

(1) ②の改正については、令和 5 年 9 月より基準適用とするほか、所要の改正を行う。

(5) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

3. スケジュール（予定）

公 布：令和 4 年 6 月 22 日

施 行：令和 4 年 6 月 22 日

国自整第78号
令和4年6月27日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「自動車検査用機械器具の審査基準」の一部改正について

国土交通省では、電子制御装置に係る自動車検査手法について「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」において検討を進め、令和3年10月以降の新型車を対象に、令和6年10月から電子的な検査（OBD検査）を開始（※）することとしている。

（※）輸入車については、本国メーカーとの調整等準備期間を要することから、令和4年10月以降の新型車を対象に令和7年10月から検査を開始

OBD検査に必要となる検査用スキャンツールの技術基準を定めた「自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準」（平成7年運輸省告示第375号）について、令和3年10月15日に公布したところ、本基準への適合性の審査の実施に係る取扱いを定めるため、別紙新旧対照表のとおり改正したので了知されたい。

なお、関係団体には別添のとおり通知したので申し添える。

自動車検査用機械器具の審査基準の一部改正について

1. 現行制度の概要

自動車検査用機械器具については、道路運送車両法施行規則第 57 条第 1 項第 4 号の定める技術上の基準（平成 7 年運輸省告示第 375 号）に適合しているかどうかの審査業務の適正、かつ、能率的な実施を図ることを目的として「自動車検査用機械器具の審査基準（平成 7 年 6 月 14 日）」（以下、「審査基準通達」という。）が定められている。

2. 改正の概要

国土交通省では、電子制御装置に係る自動車検査手法について「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」において検討を進め、令和 3 年 10 月以降の新型車を対象に、令和 6 年 10 月から電子的な検査（OBD 検査）を開始（※）することとしている。

（※）輸入車については、本国メーカーとの調整等準備期間を要することから、令和 4 年 10 月以降の新型車を対象に令和 7 年 10 月から検査を開始

OBD 検査に必要となる検査用スキャンツールの技術基準を定めた「自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準」（平成 7 年運輸省告示第 375 号）について、令和 3 年 10 月 15 日に公布したところ、本基準への適合性の審査の実施に係る取扱いを定めるため、審査基準通達において、検査用スキャンツールに係る取扱いを規定する。

3. 検査用スキャンツールの主な審査基準

- ・車載式故障診断装置（OBD）と指定の通信規格に基づき通信できるか
- ・自動車技術総合機構が開発し配布する検査用のアプリケーションを作動させることができるか
- ・使用に耐えるよう、十分な耐久性があるか
- ・検査用スキャンツールに型式や製造番号等が表示されているか

等

4. スケジュール

施行日：公布日と同日

新	旧
<p>自動車検査用機械器具の審査基準</p> <p>本文（略） [別紙]</p> <p>第1 この基準の目的 この審査基準は、自動車検査用機械器具について、道路運送車両法施行規則第57条第1項第4号の定める技術上の基準（平成7年運輸省告示第375号（以下「告示」という。））に適合しているかどうかの審査業務の適正、かつ、能率的な実施を図ることを目的とする。</p> <p>第2（略）</p> <p>第3 構造及び精度の審査 1. 総則 1-1～1-2（略）</p> <p>1-3 使用温度範囲 環境温度が-10℃以上40℃以下（黒煙測定器及び検査用スキャンツールにあっては、0℃以上40℃以下、オパシメータ、一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器にあっては、5℃以上40℃以下、ヒータ等を有するものにあってはこれらの装置を作動させた状態）で各精度を保持できること。ただし、本体と分離して設置することのできる制御装置等にあってはこの限りでない。</p> <p>1-4 試験条件</p>	<p>自動車検査用機械器具の審査基準</p> <p>本文（略） [別紙]</p> <p>第1 この基準の目的 この審査基準は、自動車検査用機械器具について、道路運送車両法施行規則第57条第1項第4号の定める技術上の基準（平成7年運輸省告示第375号）に適合しているかどうかの審査業務の適正、かつ、能率的な実施を図ることを目的とする。</p> <p>第2（略）</p> <p>第3 構造及び精度の審査 1. 総則 1-1～1-2（略）</p> <p>1-3 使用温度範囲 環境温度が-10℃以上40℃以下（黒煙測定器にあっては、0℃以上40℃以下、オパシメータ、一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器にあっては、5℃以上40℃以下、ヒータ等を有するものにあってはこれらの装置を作動させた状態）で各精度を保持できること。ただし、本体と分離して設置することのできる制御装置等にあってはこの限りでない。</p>

新	旧
<p>試験条件については、原則として次の状態における試験を行うこととする。</p> <p>1-4-1（試験環境） (1) 気温が、-10℃以上40℃以下（黒煙測定器及び検査用スキャンツールにあっては、0℃以上40℃以下、オパシメータ、一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器にあっては、5℃以上40℃以下、ヒータ等を有するものにあってはこれらの装置を作動させた状態）、また試験中の温度変化は5℃以内（黒煙測定器、オパシメータ、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器は4℃以内）とする。ただし、本体と分離して設置することのできる制御装置等にあってはこの限りでない。</p> <p>2. ～10.（略）</p> <p><u>11. 検査用スキャンツール</u> <u>11-1 構造等</u> <u>11-1-1 嵌合保持</u> 車両側データリンクコネクタ(DLC)とコネクタケーブルを接続し、接続部が1mの高さで地面に対して垂直に保持した際に、接続状態を維持できること。ただし、ケーブルが1m以下の場合、又は無線方式の場合は、本体又はVCI(Vehicle Communication Interface)を吊り下げた状態で実施する。</p> <p><u>11-1-2 最大電流</u> 作動中の最大電流値は、1.5A以下でなければならない。</p> <p><u>11-1-3 静電容量</u> 静電容量が、検査用スキャンツールの型式毎に機器メーカーが設定した公差の範囲内であること。</p>	<p>1-4 試験条件 試験条件については、原則として次の状態における試験を行うこととする。</p> <p>1-4-1（試験環境） (1) 気温が、-10℃以上40℃以下（黒煙測定器にあっては、0℃以上40℃以下、オパシメータ、一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器にあっては、5℃以上40℃以下、ヒータ等を有するものにあってはこれらの装置を作動させた状態）、また試験中の温度変化は5℃以内（黒煙測定器、オパシメータ、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器は4℃以内）とする。ただし、本体と分離して設置することのできる制御装置等にあってはこの限りでない。</p> <p>2. ～10.（略）</p> <p>（新）</p>

新	旧
<p><u>11-1-4 抵抗値</u> <u>検査用スキャンツールの信号グラウンドの抵抗値は、500KΩ以上であること。</u> <u>検査用スキャンツールの表面との抵抗値は、1MΩ以上であること。</u></p> <p><u>11-2 耐久性</u> <u>11-2-1 電磁誘導</u> <u>電磁誘導について、EMC規格における電磁両立性試験の認証を受けていること。又は同等の性能を有していること。</u></p> <p><u>11-2-2 初期画面</u> <u>環境温度が0℃以上及び40℃以下において、初期画面が円滑かつ正確に表示できること。</u></p> <p><u>11-2-3 落下</u> <u>検査用スキャンツールの型式毎に機器メーカーが設定する条件にて落下試験を行い、初期画面が円滑かつ正確に表示できること。</u></p> <p><u>11-2-4 装脱着</u> <u>コネクタケーブルとDLCの装脱着を連続200回実施した場合において、告示第73条第4号に規定する送受信を確実に実施できること。</u></p> <p><u>11-3 作動</u> <u>11-3-1 電源電圧変動</u> <u>供給される電圧が8V～18V（対象とする車両のバッテリーが12Vの場合）、8V～32V（対象とする車両のバッテリーが24Vの場合）の範囲内で正常に作動すること。</u></p>	

新	旧
<p><u>11-4 接続部</u> <u>11-4-1 ケーブル及び無線通信</u> <u>有線で車両と接続する場合、ケーブルの長さは5mを超えてはならない。分離型の場合であって、表示部とVCIを無線で接続する場合は、電気通信事業法の技術基準適合証明があることを確認する。</u></p> <p><u>11-4-2 端子の配列</u> <u>申請者が設定した公差内であり、端子の配列が対象とする自動車の継続検査用OBDのDLCと同一であること。</u></p> <p><u>11-4-3 通信規格</u> <u>機構が作成するソフトウェアからの指令により、次の通信規格（プロトコル）で車載式故障診断装置と通信できること。</u> <u>ISO14229、ISO15765、ISO14230、ISO15031-5 SAEJ1979</u> <u>なお、次の通信規格（プロトコル）で通信できることが望ましい。</u> <u>ISO9141、ISO13400、SAEJ1939</u></p> <p><u>11-5 機能</u> <u>11-5-1 通信インターフェース</u> <u>ソフトウェアを動作させる通信インターフェースは、SAE J2534に準拠していること。</u></p> <p><u>11-6 入力部</u> <u>11-6-1 入力方法</u> <u>検査に必要な情報を一つ以上の方法で入力できること。</u></p> <p><u>11-7 器体に表示すべき事項</u> <u>11-7-1 表示</u> <u>検査用スキャンツールには、次に掲げる事項を見易い位置に表示す</u></p>	

新	旧
<p><u>ること。</u></p> <p>(1) <u>検査用スキャンツールの型式</u></p> <p>(2) <u>製造番号</u></p> <p>(3) <u>使用上特に必要な注意事項</u></p> <p>11-8 その他</p> <p><u>全ての付属品等が備わっていること。また、付属品等の機能が良好であること。</u></p> <p><u>附則（令和4年6月27日国自整第78号）</u></p> <p><u>本改正規定は令和4年6月27日から施行する。</u></p>	



空気補充時 および 充てん作業時の

安全徹底を!

毎年、空気補充時やタイヤ組立て時および修理作業に伴う空気充てん作業時に死亡事故を含めた多くの事故が発生しています。特に特殊な構造のホイールを使用する**産業車両用タイヤ**、**建設車両用タイヤ**での空気充てん作業については、注意が必要です。

1

空気圧不足のタイヤに空気を補充する場合

警告
極端な
空気圧不足
の場合は

目安は指定空気圧の半分以下

パンクなどによる低空気圧走行で、タイヤがダメージを受けている可能性があります。

その状態のまま空気補充してタイヤが破裂し、作業者が死傷する事例が発生しています。

車両からタイヤを外し、**リム解きしてチェック**

タイヤサイド部および内面に引きずりなどの異常がないことを確認した上で安全囲いの中で空気充てんをしてください。

補充作業時または補充後、**サイド部から異音(プチプチ音など)が聞こえたら、ただちに作業を中止し、避難してください。**



(イメージ)



■実際に起きた死亡事故の例

ガソリンスタンドで店員が大型トラックのタイヤに空気を補充していたところ、タイヤが破裂し死亡した。ドライバーがトレーラータイヤに空気補充中に死亡した。

2

空気を入れてパンク箇所を確認する場合

外観を目視してもわからない場合は

安全囲いに入れた上で、まず100kPa*まで空気を充てんし、パンク箇所を確認してください。

基本は
100kPa*
まで

パンク箇所が見つからない場合は

リム解きして、内面からパンク箇所を確認してください。



(イメージ)

但し

トラック・バス用タイヤ、小形トラック用タイヤの場合は

安全囲いに入れた状態で、パンク箇所を確認しながら、少しずつ空気充てんを行い、充てんと確認を繰り返してください。300kPa*になってもパンク箇所がわからない場合は、空気充てんをやめ、リム解きして内面からパンク箇所を確認してください。

*100kPa≒1.0kgf/cm²

3

二つ割りリム



まず空気を完全に抜く

安全のために車両から取り外す前に必ず空気を完全に抜いてください。空気が入った状態でリムボルト・ナットを緩めないでください。

Point 1

リムボルト・ナット、ホイールの座面が損傷するので、リムボルトの取り外しおよび締め付け作業時にインパクトレンチを使用しないでください。

Point 2

リムボルトの取り外し作業後に、ボルト・ナットの潰れ、やせ、摩滅状態等を確認し、異常があるものは新品に交換してください。

Point 3

ホイールの破損に繋がるので、ホイールの亀裂、ナット座面の荒れなどに注意してください。

異常なボルト・ナット

ホイールの亀裂やナット座面の荒れ

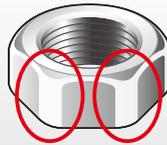
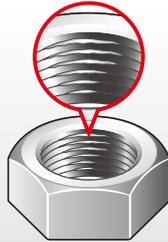
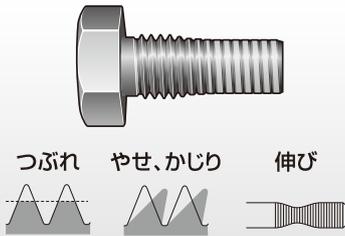
リムボルトのつぶれ、やせ、かじり、伸び

ナットの摩滅

ナット角の摩滅

ホイールの亀裂

ホイールのナット座面の荒れ



(イメージ)

これらの注意を怠るとリムが飛来する恐れがある

- タイヤとリムの組み立て時リムボルト穴と車両取り付け用穴をまちがえないでください。
- リムボルト用のナットが車両の内側になるように組み立ててください。



(イメージ)

4 ロックリングタイプリム

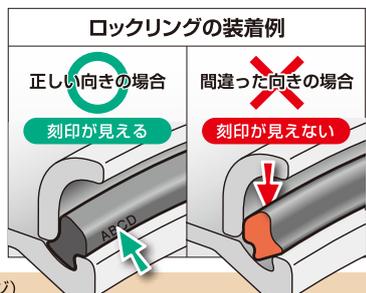


正しく組み付けないとロックリングが外れ、飛来する恐れがある

Point 1

ロックリングには向きがある！

ロックリングの向きを間違えると、リムベース（ガター）のロックリング溝に正しく組み付けることができません。



(イメージ)

Point 2

ロックリングの変形！

変形した状態（例：先端部分の重なりがないもの、先端が極端に開いてしまっているもの等）のロックリングは、正しくかん合されません。変形したものは絶対に再使用しないでください。

変形の判断基準は車両メーカーまたはホイールメーカーの指示に従ってください。

再使用注意

Point 3

ロックリングとリムのサビ、変形！

ロックリングおよびリムのロックリング溝にサビ、変形がひどく、十分なかん合が得られないものは再使用しないでください。



(イメージ)

パンク修理作業時

事故撲滅!

パンクした
タイヤに
ご注意を!

パンク修理作業時の事故が後を絶ちません。今一度、正しい作業手順、修理後の使用方法を確認し、パンク修理作業時の事故を無くしましょう!

1 パンク修理可能かどうかの確認

修理禁止

- ① 溝深さの使用限度を超えたタイヤ
- ② ベルト又はブレーカが露出したタイヤ
- ③ トレッド以外の部位にコードに達する外傷及びゴム割れのあるタイヤ
- ④ 次の損傷があるタイヤ
 - 修理可能な損傷の範囲を超えたトレッド部のコードに達する外傷又はゴム割れ
 - コード切れ又はひきずり
 - はく離(セパレーション)
 - チューブレスタイヤのインナーライナーの割れ(クラック)
 - ビード部の損傷
 - 油、薬品等によるゴム層の変質

修理可能

左の修理禁止の損傷範囲に該当しないもので、トレッド部のコードに達する貫通傷で、損傷の程度が次の範囲内のタイヤ。

	直径	個数	周上間隔
 乗用車用・小形トラック用タイヤ	6mm以下	2個以内	40cm以上
 トラック・バス用タイヤ	8mm以下	3個以内	70cm以上

直径3mm以下の釘穴又は類似の貫通傷はこの限りではありません。

! 修理可能なタイヤであっても **引きずり痕の有無を必ず確認!**

- ▶ 必ずタイヤをリムから外して行うこと。
- ▶ 特に扁平タイヤサイズは引きずり痕が確認しづらい場合があるので注意!

禁止 引きずり痕が確認されたタイヤは絶対に再使用しないでください!

タイヤ内面に黒い擦れ跡、シワ、亀裂がある。

タイヤ外面にシワや路面等との擦れた跡がある。



タイヤ内面 サイド擦れ

要注意 引きずり痕が確認できない場合でも、タイヤのコードが疲労している場合があります。

■ パンク修理作業に伴う破裂事故

引きずり痕なし **52%** (23/44件)

危険性があると判断した場合は、修理しないでください。

修理後は、下記に従って十分注意して空気充てんを行ってください。

2 パンク修理に伴う 空気充てん作業時の注意点

安全囲い等の使用

圧力調節弁の使用

ビードシーティング圧 300kPa の遵守※1

※1 TB, LT, PCの場合

コア無し充てんの禁止

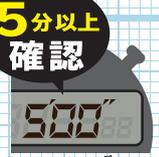
+

空気充てん後 **5分以上**、安全囲い内で破裂しないことを確認してから車両に取付けること!

できるだけ **ヘルメット** を着用すること※2

※2 TBタイヤの空気充てん作業時

5分以上 確認



500



3 パンク修理後の使用方法

フロント以外に装着する

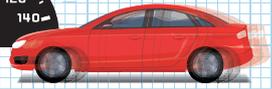
100km/h 以下で走行する

パンク修理を行ったタイヤは、パンク走行した際のコード疲労による局所的な強度低下等の可能性があるため、上記の2つを必ず守ってください。

フロントへの装着



100km/hを越えての走行



点検又は整備料金に関する遵守事項について

自動車特定整備事業者の遵守事項は、以下のとおり点検又は整備料金の掲示等が定められており、継続検査に係る手数料や点検又は整備料金等を広告、チラシ、HP等により表示する際及び依頼者に対して説明する際に誤解を与えないように行わなければなりません。

法第62条の2の2（抜粋）

- 1 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金を当該事業場において依頼者の見やすいように掲示すること。
- 2 法第48条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業の依頼者に対し、必要となると認められる整備の内容及び当該整備の必要性について説明し、料金の概算見積りを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供すること。
- 3 依頼者に対し、行っていない点検若しくは整備の料金を請求し、又は依頼されない点検若しくは整備を不当に行い、その料金を請求しないこと。

景品表示法のしくみ（参考）

一般消費者の利益の保護



不当な顧客誘引の禁止

不当な表示の禁止

表示とは？

事業者が商品・サービスの内容、取引条件について行う広告等の表示

- 例
- チラシ
 - パンフレットや説明書
 - ポスターや看板
 - 新聞や雑誌に掲載された広告
 - テレビCM
 - ウェブサイト 等



過大な景品類の提供の禁止

景品類とは？

商品・サービスの取引に付随して、相手方に提供される物品、金銭等の経済上の利益

- 例
- 一定額以上の買い物をした人に抽選で提供される賞品
 - 来店者にもれなく提供される粗品
 - 商店街の福引きセールで提供される旅行券等



北海道運輸局管内整備事業の現況(令和4年3月31日現在)

(1) 認証工場数及び指定工場数

令和4年3月末現在において、認証工場数は4,208工場で対前年比32工場の増加、指定工場数は1,790工場で対前年比5工場の増加となっています。

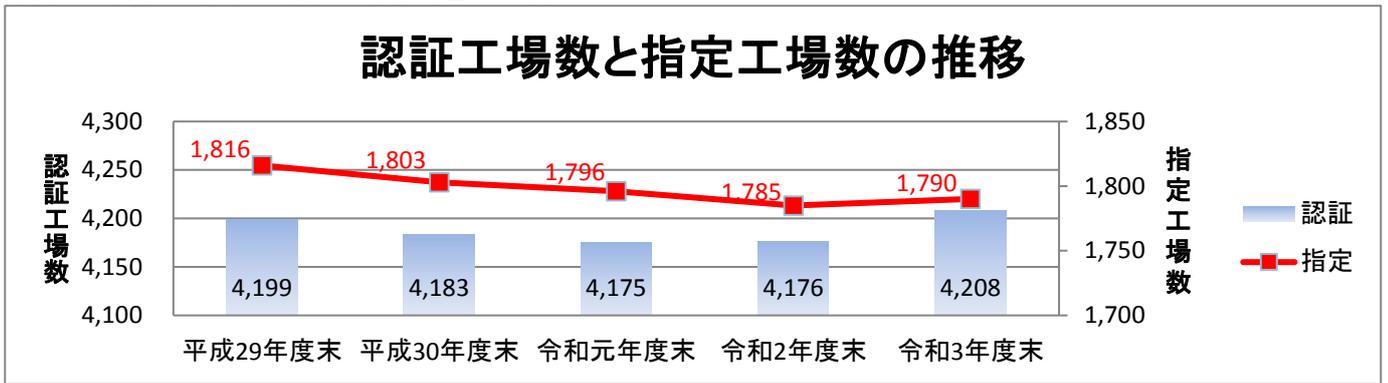
これらを運輸支局別にみると、認証工場数は札幌、函館、室蘭、帯広で増加し、その他は減少となり、指定工場数は室蘭、旭川、釧路、北見で増加し、札幌、函館は変動なし、その他は減少となっています。

北海道運輸局管内の全体数に対する運輸支局ごとの割合は、認証工場及び指定工場ともに札幌が約40%を占め、続いて旭川が約15%、その他は10%前後となっています。

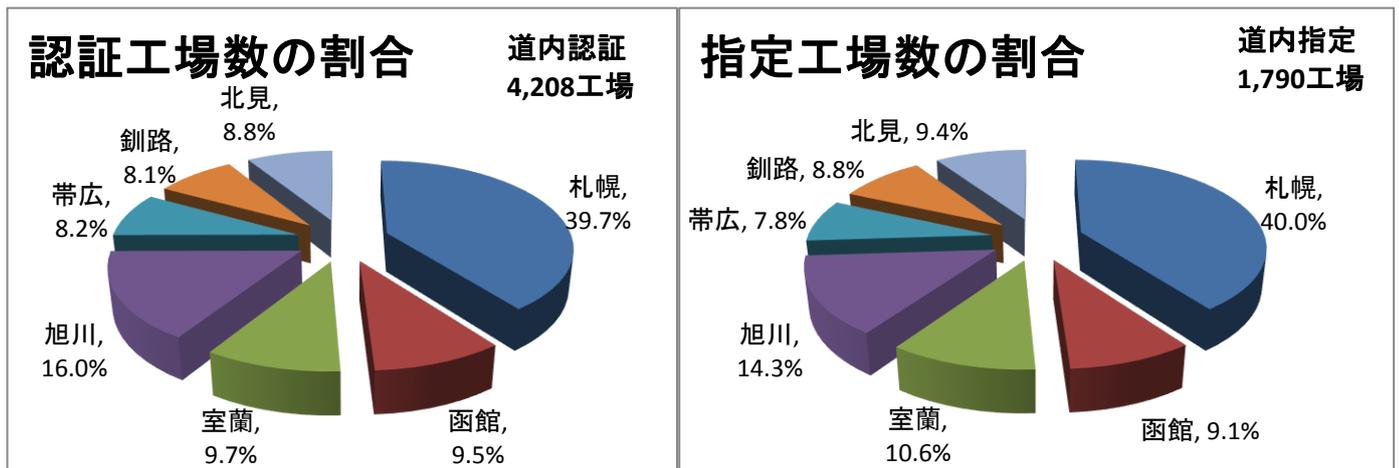
認証工場数、優良認定工場数及び指定工場数(過去5年)

支局別	整備事業	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末
札幌	認証	1,649	1,651	1,649	1,646	1,671
	認定	51	51	50	49	49
	指定	728	723	719	716	716
	指定/認証	44.1%	43.8%	43.6%	43.5%	42.8%
函館	認証	397	394	390	392	398
	認定	23	22	22	22	22
	指定	169	165	164	162	162
	指定/認証	42.6%	41.9%	42.1%	41.3%	40.7%
室蘭	認証	408	407	407	408	410
	認定	15	15	14	14	14
	指定	191	190	190	188	190
	指定/認証	46.8%	46.7%	46.7%	46.1%	46.3%
旭川	認証	671	667	666	675	674
	認定	40	39	40	39	39
	指定	256	256	254	254	256
	指定/認証	38.2%	38.4%	38.1%	37.6%	38.0%
帯広	認証	336	335	340	337	343
	認定	33	32	32	31	31
	指定	142	142	142	140	139
	指定/認証	42.3%	42.4%	41.8%	41.5%	40.5%
釧路	認証	351	348	346	343	342
	認定	20	21	22	22	22
	指定	159	159	159	157	158
	指定/認証	45.3%	45.7%	46.0%	45.8%	46.2%
北見	認証	387	381	377	375	370
	認定	19	19	19	19	19
	指定	171	168	168	168	169
	指定/認証	44.2%	44.1%	44.6%	44.8%	45.7%
局計	認証	4,199	4,183	4,175	4,176	4,208
	認定	201	199	199	196	196
	指定	1,816	1,803	1,796	1,785	1,790
	指定/認証	43.2%	43.1%	43.0%	42.7%	42.5%
全国計	認証	92,053	91,788	91,644	91,532	91,790
	認定	2,805	2,773	2,757	2,709	2,608
	指定	30,101	30,104	30,107	30,107	30,118
	指定/認証	32.7%	32.8%	32.9%	32.9%	32.8%
局/全国	認証	4.6%	4.6%	4.6%	4.6%	4.6%
	認定	7.2%	7.2%	7.2%	7.2%	7.5%
	指定	6.0%	6.0%	6.0%	5.9%	5.9%

認証工場数と指定工場数の推移(過去5年)

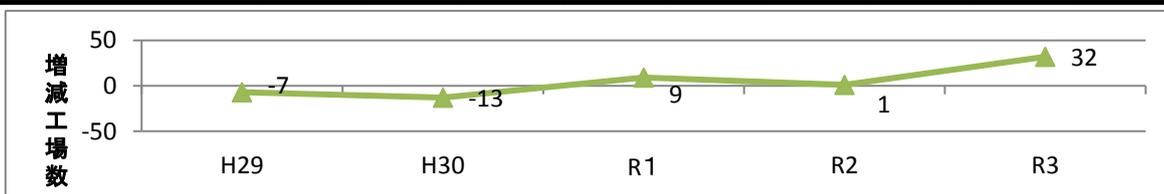


認証工場数及び指定工場数の全体数に対する割合(令和4年3月末現在)



自動車特定整備事業の新規及び廃止状況(過去5年)

支局別	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止	新規	廃止
札幌	31	29	30	28	32	34	26	29	50	24
函館	3	3	6	9	2	6	8	6	13	8
室蘭	3	5	3	4	3	3	4	3	8	6
旭川	6	13	9	13	11	12	16	7	11	12
帯広	2	0	5	6	7	2	3	6	11	5
釧路	0	1	2	4	2	4	4	7	5	6
北見	3	4	0	6	0	4	2	4	0	5
局計	48	55	55	68	57	48	63	62	98	66



自動車特定整備事業の廃止理由調査結果(過去5年)

年度	廃止理由										計
	経営不振	倒産	工員不足	後継者難 事業者死亡	事業合理化	移転立退	転業	合併	組合参加	自己都合 及び その他	
H29	0	2	2	4	24	1	1	0	0	21	55
H30	4	1	12	3	12	0	0	1	0	38	71
R1	2	2	7	3	21	0	0	0	0	32	67
R2	4	0	10	4	18	2	2	0	0	22	62
R3	4	0	11	4	10	1	0	0	0	36	66

注:その他に取消件数も含む。

(2)整備主任者数及び検査員数

令和4年3月末現在において、北海道運輸局管内の整備主任者数は10,968名で対前年比172名の減少、検査員数は5,716名で対前年比143名の増加となっています。

整備主任者数及び自動車検査員数の推移は、ページ下の棒グラフに示すとおりです。

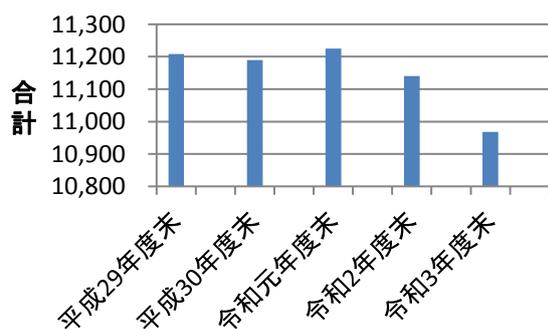
整備主任者の選任状況の推移(過去5年)

項目 支局別	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末
札幌	4,554	4,595	4,597	4,583	4,506
函館	1,009	1,006	1,001	995	965
室蘭	1,138	1,127	1,153	1,132	1,109
旭川	1,720	1,694	1,723	1,714	1,664
帯広	1,083	1,071	1,059	1,035	1,028
釧路	869	858	854	854	828
北見	835	839	838	827	868
局計	11,208	11,190	11,225	11,140	10,968
全国計	222,008	222,041	222,290	222,062	218,513
局/全国	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%

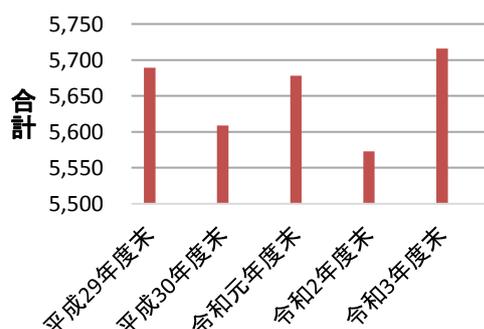
検査員の選任状況の推移(過去5年)

項目 支局別	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末
札幌	2,324	2,272	2,283	2,245	2,320
函館	497	480	487	461	472
室蘭	592	596	600	578	599
旭川	842	835	856	840	869
帯広	516	521	540	536	529
釧路	411	408	408	402	417
北見	507	497	504	511	510
局計	5,689	5,609	5,678	5,573	5,716
全国計	95,642	96,097	96,822	96,904	96,927
局/全国	5.9%	5.8%	5.9%	5.8%	5.9%

整備主任者数の推移



検査員数の推移



自動車の有効期間及び定期点検の間隔に関する整理表

令和2年10月現在

対象車種	点検区分等	定期点検の間隔						車検証の有効期間		備考 (主な車種など)	
		3 月	3 月	6 月	6 月	1 年	1 年	初 回	2 回 目 以 降		
		(別表3)	(別表4)	(別表5)	(別表5の2)	(別表6)	(別表7)				
運送事業用	旅客	普通・小型	○						1年	1年	バス、ハイヤー、タクシー
		軽	○						2年	2年	車いす移動車、電気自動車
		幼児専用車	○						1年	1年	園児送迎車
	貨物	GVW8t以上	○	トレーラ					1年	1年	事業用トラック等 (3輪車を含む)
		GVW8t未満	○	トレーラ					2年	1年	
		軽					●		2年	2年	
		2輪							3年	2年	バイク便(貨物ではない)
	霊柩	定員10人以下	○						2年	2年	
		定員11人以上	○						1年	1年	バス型霊柩車
	大特	貨物	GVW8t以上	○	トレーラ				1年	1年	ストラルド・キャリヤ
GVW8t未満			○	トレーラ				2年	1年	ポール・トレーラ	
レンタカー	貨物	GVW8t以上	○	トレーラ				1年	1年	トラック(3輪車を含む)	
		GVW8t未満	○	トレーラ				2年	1年		
		軽			○			2年	2年		
		定員11人以上	○					1年	1年	バス	
		幼児専用車(軽以外)	○					1年	1年	園児送迎車【軽は別表6】	
	乗用	普通・小型			○				2年	1年	乗用車
		軽			○				2年	2年	
		3輪	○						2年	1年	
	2輪	小型				○			2年	1年	250ccを超えるバイク(3輪バイクを含む)
		検査対象外軽自動車				○			なし	なし	250cc以下のバイク(3輪バイクを含む)
	特種※	普通・小型	○						2年	1年	キャンピング車等
		貨物	GVW8t以上	○	トレーラ				1年	1年	タンク車、冷蔵冷凍車等
			GVW8t未満	○	トレーラ				2年	1年	
		軽			○			2年	2年		
	大特※	貨物	GVW8t以上	○					2年	1年	ホイール・クレーン等
GVW8t未満			○					2年	1年	フォーク・リフト等	
GVW8t以上		○	トレーラ					1年	1年	ストラルド・キャリヤ	
	GVW8t未満	○	トレーラ				2年	1年	ポール・トレーラ		
	検査対象外軽自動車(二輪を除く)	○						なし	なし	そり付カタピラ付軽自動車	
自家用自動車	貨物	GVW8t以上	○	トレーラ				1年	1年	トラック(3輪車を含む)	
		GVW8t未満			○			2年	1年		
		軽					●		2年		2年
		定員11人以上	○					1年	1年	バス	
		定員11人以上(有償旅客)	○					1年	1年	バス	
		幼児専用車(軽以外)			○			1年	1年	園児送迎車【軽は別表6】	
	乗用	普通・小型					●		3年	2年	一般の乗用車(マイカー) 自家用有償旅客に使用する乗用車
		普通・小型(有償旅客)					●		3年	2年	
		軽					●		3年	2年	
		軽(有償旅客)					●		3年	2年	
		3輪			○				2年	2年	
	2輪	小型(特種二輪を含む)						●	3年	2年	250ccを超えるバイク(3輪バイクを含む)
		検査対象外軽自動車						●	なし	なし	250cc以下のバイク(3輪バイクを含む)
	特種※	普通・小型(二輪を除く)	○☆		○				2年	2年	キャンピング車等 ☆印:GVW8t以上
		普通・小型(有償旅客)			○				2年	2年	自家用有償旅客に使用する車いす移動車等
貨物		GVW8t以上	○	トレーラ					1年	1年	タンク車、冷蔵冷凍車等
		GVW8t未満			○				2年	1年	
		軽					●		2年	2年	
		軽(有償旅客)					●		2年	2年	自家用有償旅客に使用する車いす移動車等
大特※	貨物	GVW8t以上	○					2年	2年	ホイール・クレーン等	
		GVW8t未満			○			2年	2年	フォーク・リフト等	
	GVW8t以上	○	トレーラ					1年	1年	ストラルド・キャリヤ	
	GVW8t未満			○			2年	1年	ポール・トレーラ		
	検査対象外軽自動車(二輪を除く)			○				なし	なし	そり付カタピラ付軽自動車	

注 1. 点検整備記録簿の保存期間は ●印:2年 ○印:1年

2. GVW:車両総重量

※ 積載量が指定されていて、物を運搬することが目的とされるために、これまで貨物車として取り扱われ、有効期間が1年であったものにおいては、車両総重量8トン未満について初回のみ2年となる。

別表3:事業用自動車
 別表4:被けん引自動車
 別表5:自家用貨物自動車
 別表5の2:二輪自動車(レンタカーに限る)

別表6:自家用乗用自動車
 別表7:二輪自動車(レンタカー除く)
 別表1・2は日常点検

北海道 運輸支局 組織のご案内

●札幌運輸支局

〒065-0028 札幌市東区北28条東1丁目

- 電話 ○ 総務企画担当 011-731-7166
 ○ 輸送・監査担当 011-731-7167
 ○ 検査整備保安担当 011-731-7168
 ☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2001
 FAX ○ 総務企画、輸送・監査 011-712-2405
 ○ 検査整備保安、登録 011-712-2406

●函館運輸支局

〒041-0824 函館市西桔梗町555番24

- 電話 ○ 総務企画担当 0138-49-8862
 ○ 輸送・監査担当 0138-49-8863
 ○ 検査整備保安担当 0138-49-8864
 ☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2002
 FAX 0138-49-1042

●旭川運輸支局

本庁舎

〒070-0902 旭川市春光町10番地

- 電話 ○ 総務企画担当 0166-51-5271
 ○ 輸送・監査担当 0166-51-5272
 ○ 検査整備保安担当 0166-51-5363
 ☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2003
 FAX ○ 総務企画、輸送・監査 0166-54-4755
 ○ 検査整備保安、登録 0166-51-5273

●室蘭運輸支局

本庁舎

〒050-0081 室蘭市日の出町3丁目4番9号

- 電話 ○ 総務企画担当 0143-44-3011
 ○ 輸送・監査担当 0143-44-3012
 ○ 検査整備保安担当 0143-44-3013
 ☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2004
 FAX 0143-44-4019

●釧路運輸支局

〒084-0906 釧路市鳥取大通6丁目2番13号

- 電話 ○ 総務企画担当 0154-51-2522
 ○ 輸送・監査担当 0154-51-2514
 ○ 検査整備保安担当 0154-51-2523
 ☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2005
 FAX ○ 総務企画、海事関係 0154-51-0124
 ○ 輸送・監査、検査整備保安、登録 0154-51-6523

●帯広運輸支局

〒080-2459 帯広市西19条北1丁目8番4号

- 電話 ○ 企画輸送・監査担当 0155-33-3286
 ○ 検査整備保安担当 0155-33-3282
 ☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2006
 FAX 0155-36-2669

●北見運輸支局

〒090-0836 北見市東三輪3丁目23番地2

- 電話 ○ 企画輸送・監査担当 0157-24-7631
 ○ 検査整備保安担当 0157-24-7633
 ☆ 検査・登録手続き案内 050-5540-2007
 FAX 0157-61-8248

☆について

音声ガイダンスが流れ始めてから以下の番号をプッシュすると、オペレーターにつながります。

- ・検査申請のお問い合わせ **「02181」**
- ・車の登録手続きのお問い合わせ **「037」**

検査整備保安担当に係る主なお問い合わせ内容

- 整備工場の不正等に関する情報
- 不正改造車、迷惑黒煙に関する情報
- 〔登録番号(札幌000な0000等、平仮名まで全て)、不正改造の内容、車種、通称名、場所等をご連絡をお願いします。〕
- 未認証行為に関する情報
- 〔場所、工場名、特定整備(※)の内容、特定整備を行った車両に関する情報、頻度等をわかる範囲でご連絡をお願いします。〕
- ※ 特定整備とは分解整備及び電子制御装置整備のことをいいます。
- 保安基準に関するお問い合わせ
- リコールに関する情報
- 基準緩和、試作車、ユーザー車検について
- 運送事業者の大型車のスピードリミッター改変に関する情報
- 〔高速道路の場所(登り坂か下り坂か)、登録番号、運送事業者名、何km/h位で走行していたか等をわかる範囲でご連絡をお願いします。〕

リコールについての相談、情報提供窓口

○自動車の不具合情報ホットライン



ホームページ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcf/index.html>

○国土交通省 自動車局 審査・リコール課

〒100-8989 千代田区霞が関2-1-3 合同庁舎第3号館
 TEL 03-5253-8111 FAX 03-5253-1640

北海道運輸局 自動車技術安全部 組織のご案内

●自動車技術安全部

- 電話 ○ 管理課 011-290-2751
 ○ 整備・保安課 011-290-2752
 ○ 技術課 011-290-2753
 ○ 保安・環境調整官 011-290-2754

【FAX】011-290-2705

〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎

- 自動車登録手続き等に関する事務
 自動車の整備事業の指導監督に関する事務
 自動車の検査に関する事務
 運送事業の安全対策・自動車の環境対策に関する事務

自動車メーカー問い合わせ先(令和4年4月現在)

自動車メーカー名(五十音順)	お問い合わせ先 ※1	ウェブサイトURL ※2
いすゞ自動車株式会社	0120-119-113	https://www.isuzu.co.jp/recall/
株式会社 SUBARU	0120-412-215	http://recall.subaru.co.jp/lqsb/
ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社 【ジャガー】	0120-92-2772	https://www.jaguar.co.jp/ownership/recall.html
【ランドローバー】	0120-92-2992	https://www.landrover.co.jp/ownership/recall-information.html
Stellantis ジャパン株式会社 【ジープ、クライスラー、ダッジ】	0120-712-812	http://fcagrouprecallinfo.kir.jp/Rinfo/search/index.php
【シトロエン】	0120-55-4106	https://www.citroen.jp/services/recall/recall-campaign.html
ゼネラルモーターズ・ジャパン株式会社	0120-711-276	https://www.gmtakataairbag.com/product/public/jp/ja/takata_recall/home.html
ダイハツ工業株式会社	0800-500-0182	https://www.daihatsu.co.jp/info/recall/search/recall_search.php
トヨタ自動車株式会社【トヨタ】	0800-700-7700	https://www.toyota.co.jp/recall-search/do/search
【LEXUS】	0800-500-5577	https://lexus.jp/recall/
ニacol・レーシング・ジャパン合同会社	0120-699-250	https://alpina.co.jp/services/recall/recall-information/
日産自動車株式会社	0120-941-232	http://www.nissan.co.jp/RECALL/search.html
ビー・エム・ダブリュ株式会社	0120-954-018	https://bmw-japan.jp/after-service/recall_search.html
日野自動車株式会社	0120-106-558	https://www.hino.co.jp/j/service/recall/index.php
フェラーリ・ジャパン株式会社	0120-688-801	https://auto.ferrari.com/ja_JP/owners/car-part-services/
フォードモーターカンパニー/ PCI 株式会社	0120-125-175	http://www.ford-service.co.jp/
フォルクスワーゲングループジャパン株式会社 【フォルクスワーゲン】	0120-509-300	https://web.volkswagen.co.jp/afterservice/etc/recall.html
【アウディ】	0120-598-119	https://www.audi.co.jp/web/ja/accessory_service/info_top/recall.html
本田技研工業株式会社 HONDA OF AMERICA MFG.,INC. HONDA AUTOMOBILE(THAILAND)CO.,LTD. HONDA CANADA INC.	0120-112-010	https://recallsearch4.honda.co.jp/sqs/r001/R00101.do?fn=link.disp

マツダ株式会社	0120-386-073	https://www2.mazda.co.jp/service/recall/
三菱自動車工業株式会社	0120-324-860	https://recall.mitsubishi-motors.co.jp/Recall/jspforward.do?page=/searchrecallstatus.jsp&prefix=
メルセデス・ベンツ日本株式会社	0120-086-880	http://www.mercedes-benz.jp/myservice/recall/search/index.html
UDトラックス株式会社	0120-67-2301	https://recallsearch.udtrucks.com/

網掛けは、今回、車検で通さない措置の対象となる自動車メーカーになります。

※1 お持ちの車が今回の措置の対象になるかどうかの確認は、検索システムを活用して確認頂くか、各自動車メーカー窓口までご相談ください。

※2 各自動車メーカーのウェブサイト又は検索システムでは、お持ちの車のリコール届出状況等について確認できます。「車台番号」が必要になりますので、お手元に車検証をご用意ください。

リコール検索システム

国内メーカーの車両について車検証の QR コードを読み取って
リコールの対象が検索できるアプリです。





専用アプリは、App Storeからダウンロードできます。





専用アプリは、Google Play™ストアからダウンロードできます。



※国外車は対応していません。

専用ウェブサイト

下記の QR コードでタカタエアバッグリコール専用の
web サイトを表示します。

<http://airbag-recall.jp/me.html>

